

[様式2-1]

鳥取県立倉吉未来中心の

管理業務に関する事業計画書

令和6年4月～令和11年3月

令和5年7月24日

公益財団法人鳥取県文化振興財団



目 次	頁
はじめに	1
1 管理運営の基本的な考え方	2
1-2 清掃業務の具体的な提案	8
2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	9
(1) 利用者へ提供するサービスの向上策	9
(2) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組	11
(3) 文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等に対する助言、支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組	14
(4) 文化芸術情報の発信に関する取組	18
(5) 地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等（県立美術館等周辺施設や地域の事業者、各種団体と連携した文化事業並びに地域の活性化を目的とした事業等の取組）	19
(6) より良い管理運営等のための体制づくりに係る考え方（検討組織の設置や自己評価の手法など）	23
2-2 管理の基準	25
(1) 開館時間の設定	25
(2) 休館日の設定	25
(3) 利用料金の設定	26
(4) 利用料金の減免設定	26
(5) 個人情報の保護への対応	29
(6) 情報の公開への対応	30
2-3 施設設備の維持管理業務について	31
(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応	31
(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方	32
(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方	34
(4) 外部委託する業務内容とその考え方	34
(5) 委託先選定方法	34
(6) 委託、工事請負の発注予定	35
(7) 省エネルギー・省資源への取組	36
2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等	38
(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策	38
(2) 事故・緊急時の体制・対応	41
(3) 利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	42
(4) その他	43
2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針	43
3 組織及び職員の配置等	46
(1) 管理運営の組織	46
(2) 職員の職種等	48
(3) 日常の職員配置	49
(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画	50
(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置	51
(6) 文化芸術活動の支援や事業を実施していくために必要な専門職員の配置	52
(7) 人材育成	55
4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	56
5 法人の社会的責任の遂行状況	56
6 添付資料 別紙	59

ARTS FOR EVERYONE ~ 心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現 ~

「はじめに」

当財団では設立以来30年、「ARTS FOR EVERYONE(芸術を地域の方に、地域の方のために)」をスローガンに、心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活を実現するため、文化芸術に関する各種事業を積極的に推進することにより県民文化の育成と振興を図るとともに、県民に広く文化活動の場を提供することにより自主的な活動を支援し、人と人の交流、地域の活性化を図ってきました。

我が国の公立文化施設は、その歴史的な流れから集会施設としての機能を中心とした公会堂や公民館として発達してきた経緯があり、実演芸術を上演するための建物及び設備を備えた場の提供、その場を活かした実演芸術作品の公演や作品創造といった活動を継続的に行っていくという発想が不足していました。

平成24年に文化施設の存在意義を明確に立証する根拠法「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、文化施設は単なる「貸し施設機能」でだけではなく、「上演機能」を兼ね備え、地域の文化芸術の振興を図るに十分な施設と専門的人材を配置して、文化芸術を継承・創造・発信する場、人々の創造性を育み、人々が生きる糸を形成するための地域の文化拠点であることが明記されましたが、多くの文化施設が「劇場・音楽堂」としての機能を十分に発揮できていないという状況が散見されています。

全国的に多くの公立文化施設が設置されたのは、今から20年から30年前で、県民文化会館は開館後30年、倉吉未来中心も開館後20年を経過しています。また、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が設けられるなど、全国的にも鳥取県内においても公立文化施設の設置当初から比較すると、その取り巻く環境は大きく変わっています。

設置自治体である鳥取県においては、「アートピアとっとり行動指針」を平成31年3月に策定し、鳥取県が誇る豊かな文化芸術や、地域の歴史・風土、文化財、生活文化などを広く「アート」ととらえ、『県内あらゆる場所でアートが花開く、創造性と活力に満ちた鳥取県(アートピアとっとり)』を目指す県の取組の方向性が示されました。

令和元年2月から大流行した新型コロナウイルス感染症により、日本全国、世界中で多くの文化芸術活動の休止や文化芸術団体・実演家の廃業など甚大な影響が出ました。県民文化会館及び倉吉未来中心においても、施設運営や文化芸術活動の縮小が余儀なくされ、これまでにない危機に直面した3年間でした。

これらの文化芸術及び公立文化施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、そして、新型コロナ禍での経験と新型コロナ禍後を見据え、令和4年9月に「(公財)鳥取県文化振興財団の6つのミッション」及び県民文化会館及び倉吉未来中心の「公立文化施設」としての目指す方向を「3つのミッション」として明確にしました。

県民文化会館及び倉吉未来中心は、実演芸術の鑑賞・情報発信と、館・館連携による地域への実演芸術鑑賞機会の創出をはじめ、舞台関係者、鑑賞者や地域の人々との交流が盛んに行われることにより、地域での新たな文化芸術理解者・支援者・実演者の創出や地域の魅力と賑わいが生まれる機能を担っていきます。

また、両館は、それぞれの地域の文化芸術を豊かに維持・発展するという大切な「公共の役割」を担い、市町村・市町村劇場及び地域の実演家・団体等と密接に結びついて、地域の方々に文化芸術、とりわけ実演芸術が日常生活の一部としてすぐそこにあるような環境づくりに取り組んでいきます。

当財団が倉吉未来中心の指定管理者となって、既に17年が経過しました。コロナ禍で凍結・委縮した文化芸術活動、地域文化、地域の人々の心を、文化芸術の持つ創造力、表現力、包摂力、コミュニケーション力で解凍・解き放ち、社会活動が再開された今、倉吉未来中心が「劇場・音楽堂」として、様々な変化に的確に対応して設置目的を達成するため、効果・効用の発現に重点を置き、未来志向で、改善すべき点は果断に改善し、職員一人ひとりが倉吉未来中心で働くことを誇りとしながら、強い信念・情熱・忍耐力を持って運営し、地域の人々が活気あふれる社会及び心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現を目指します。

令和5年7月

公益財団法人鳥取県文化振興財団

1 管理運営の基本的な考え方

公益財団法人鳥取県文化振興財団は、平成13年の鳥取県立倉吉未来中心開館時から、23年間にわたり、専門性の高い多彩な人材による経験とノウハウを發揮し、満足度の高い施設運営と各種事業を実施してまいりました。

令和6年度からの指定管理においては、**全ての利用者にとって快適な環境づくりを目指し**、これまで以上に**利用者・来館者の視点に立った質の高いサービスを提供し、安心・安全・公平な施設運営に取り組みます。**

そして、文化芸術の振興にあたっては、実演芸術という心のワクチンを、『ライブ・アート・プロジェクト』という心震わす力強い大きな波に乗せて、確実に各地域に届けるため、『財団の6つのミッション』を基に地域拠点型施設として、地域の活動者や様々な団体等と連携して文化芸術活動の活性化を図ります。

また、設置目的である『人と人との交流を促進し、地域の活性化図る』ことをより具現化するために、財団が策定した『施設の3つのミッション』を基に、中部地域に活力を与えるまちづくりを目指すとともに、地域で暮らす人々、とりわけ子供たちの感性を醸成し、豊かな心を育むことにより、次世代を担うひとづくりに取り組みます。

倉吉未来中心は、今後も県民に愛され、単なる貸館施設としてではなく、中部の文化振興の拠点施設として、地域になくてはならない存在となるよう、これから約5年間、更にその先を見据え、上記の「管理運営の基本的な考え方」を基に、公立文化施設としての社会的役割を果たします。

ARTS FOR EVERYONE

～アートでつながる 心うるおす 未来のために～

とつとり ひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト

令和3年度より、鳥取という地域をステージに、アウトリーチを事業の基軸として、第一線で活躍するアーティストが劇場に集い、劇場から地域へ、そして全国へ質の高い文化芸術を創造・発信し、アートとともに人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が絆を形成するための環境づくりを目指し「とつとり ひと・まち元気！ ライブ・アート・プロジェクト」を継続します。

【財団の6つのミッション】

mission 01 とどける

優れた実演芸術の
鑑賞の場を提供

全国トップクラスの機能を備えた劇場を活用し、国内外の優れた実演芸術を鑑賞する場を幅広く提供します。

mission 02 つくる

県内外に実演芸術を
創造・発信

新たに実演芸術作品をプロデュースし、県内外に発信します。

mission 03 ひろげる

実演芸術の
すそ野を拡大

次世代及び潜在的観客層への普及教育を図り、実演芸術に親しむ観客の拡大を図ります。

mission 04 つなげる

地域全体の
文化芸術力を向上

市町村・市町村劇場や地域の実演家・団体と連携し、地域全体の文化芸術力の向上を図ります。

mission 05 こたえる

地域の
課題に対処

実演芸術の力を活用し、社会的課題の解決に取り組みます。

mission 06 ささえる

劇場・音楽堂への
支援

市町村劇場とのネットワークを強化し、継続的な活動と劇場関係者を支えます。

【施設の3つのミッション】

mission 0.1

県民に愛され、
誇りとなる劇場づくり

「個別・個人の体験」から
「共有できる思い出づくり」へ
そして「呼吸をしている劇場へ」

実演芸術に関わる鑑賞、学習、参加、創造など多彩なプログラムを企画し、多様な事業が相互に作用することで多目的に人が集い賑わう劇場、そして「倉吉未来中心があつてよかった」と多くの県民に言っていただける、愛され、誇りとなる劇場を目指します。

mission 0.2

観点機能の強化

「こっちに来て」から「そっちに行く」へ
そして「創客（顧客の創造）」へ

県立施設の重要なミッションとして、第一に、市町村劇場や多様な文化の担い手のリーディング劇場となることを目指します。第二に、ゾーン全体が求心力を持つことで、東西に長い鳥取県のどこからでも訪れたくなるゾーンづくりを目指します。そのためにも市町村・市町村劇場との更なる連携に努め、これまで以上にアトリーチを展開し、財団が地域と実演芸術でつながることにより、身近に実演芸術の花を咲かせることを目指します。

mission 0.3

アートの社会的効用の発揮

「近い人」から「遠い人」へ
そして「共感と信頼」へ

劇場法の条文にも規定されているように、地域コミュニティの創造と再生が劇場機能に求められています。

「for ART（アートのため）」の事業だけでなく「by ART（アートによる）」事業も、すなわちアートが手段となり社会的効用を発揮する事業への社会的要請が高まっています。教育、福祉、観光、経済など、アートの持つ力で様々な分野の地域課題に積極的に取り組みます。

(1) 管理運営業務の基本方針

利用者の安心・安全・公平な利用機会の確保に加え、より快適に施設を利用いただけるよう以下の重点柱を設定し実践します。

利用者の安心・安全

利用者の視点に立ったサービス提供

公平・公正な管理制度と法令遵守

効率的な管理運営

施設の能力を最大限に活用

安定した自己財源の確保

S D G S の推進

① 利用者の安心・安全への取組

- あらゆる危機管理に対するマニュアルを整備し、防災訓練の実施（地震・消防等）や職員研修を通して全ての職員が対応できる体制を整えます。
- 常に安全を意識した定期点検および日常点検（専門業者による設備等の保守点検、自主点検等）を実施し、職員の意識を高めます。
- 県との連携による施設・設備等の利用の実情に合わせた改修・更新と、事前保全、予防保全による設備の長寿命化への取組を行います。
- 新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、引き続き館内の消毒作業や換気等の感染防止対策を実施します。

- 利用者が抱える不安に対し、適切なアドバイスにより安心して利用できるよう、専門人材の育成を図ります。

イ 公平・公正な管理運営と法令順守

- 子どもから高齢者、障がいのある方、外国人などすべての皆様へ公平なサービスを提供します。
- 法令を遵守し、設備の法定点検実施や、法改正への速やかな対応に努めます。
- 情報漏洩を防ぐセキュリティ対応に努めます。
- 計画的な研修会の実施、外部研修等への積極的参加による継続的な人材育成を図ります。
- 働き方改革に伴う勤怠管理の強化やインボイス制度への対応、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により効率的な運営に努めます。

ウ 施設の魅力を最大限に活用する取組

- 人々が集う「まちの広場」として、賑わいとくつろぎの空間を整備します。
- 訪れる人々へ、中部地域の魅力を発信する取組を行います。
- クラシックコンサート等に適した大小ホールおよび個性溢れるアトリウムなど施設を活用した事業を実施します。

エ 利用者の視点に立ったサービス提供

- 快適に施設が利用できるよう、常に利用者の声に耳を傾けサービス向上を図ります。
- すべての人々にやさしいユニバーサルデザインへの取組を行います。
- 利用者が求める情報を把握し、あらゆる手法による情報発信に努めます。
- 利用者ニーズの変化を分析し、その時々の情勢に合った快適環境（ハード・ソフト）を整備します。
- 備品の整理・整頓・清掃を行い、利用者にとって清潔で使いやすい空間を心がけます。

オ 効率的な管理運営の取組

- 施設・設備の維持管理に係る保守点検業務委託料の軽減や、環境への負荷を配慮した経常的費用の軽減に努めます。
- 事業実施やホール利用の際に、県民文化会館と職員を相互派遣して人的な補完を行い、効率的な運営と費用の軽減に努めます。
- 光熱費の高騰を踏まえ、利用者の快適性を損なわない範囲での館内の節電に努めます。

カ 安定した自己財源の確保

- 施設の利用促進及び館内の賑わい創出による集客を図り、自動販売機及びテナント（レストラン、土産物店等）の売上を伸ばすとともに、施設の利用料収入の増加に努めます。
- 文化庁、一般財団法人地域創造及び民間助成金の活用や、財団パートナー企業制度による協賛金を募ることにより、安定した財源を確保し、文化芸術による地域活性化のために活用します。

キ SDGsの推進

- SDGs（持続可能な開発目標）17の目標それぞれの視点を反映した、持続可能な管理運営に努めます。
- 関係団体と連携・協力し、文化芸術の力で「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、平和と公正など、グローバルな諸課題の解決に向けて様々な取組を進めています。

- 令和4年10月に、鳥取県が取り組む「とっとりSDGsパートナー」制度へ登録し、SDGs 17の目標のうち、次の8項目について取り組みます。

4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 繁きがいも経済成長も	9 経営と技術革新の基盤をつくろう
誰もが実演芸術に触れる機会の提供 ※子ども向けワークショップ等の開催	性別に関わらず全ての人が平等に協働し創る実演芸術	アーティストやスタッフが一般に認められる職業として成り立つ社会の実現へ	公演のチラシやチケット、パンフレットなど広報物のデジタル化へ
11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナーシップで目標を達成しよう
文化芸術を通じた地域の発展	舞台美術や衣装製作など環境に配慮し思いやる社会へ	CO2排出量の削減や節電、廃棄物のリサイクルと削減へ	市町村・文化団体等と連携した事業実施による持続可能な地域の発展

タ その他の主な取組

- 鳥取県産業振興条例（県内業者発注）、障がい者優先調達推進法、施設利用料の減免（障がい者减免、学校减免等）の県施策を管理運営へ反映させます。
- (公社)全国公立文化施設協会、(公社)全国公立文化施設協会中四国支部、鳥取県文化施設協議会等を通じてネットワークづくり、情報収集等を図り、県内全域の文化振興に取り組みます。
- 特別支援学校からの職場体験の受け入れの継続や、障がいのある方でも働く業務を洗い出し、清掃作業や除草作業等の一部を委託することにより、共生社会の実現に取り組みます。

(2) 文化芸術事業の基本方針

鳥取県中部地区の「交流・活性化拠点」そして「まちの新しい広場」として、文化芸術（実演芸術）をツールに、地域密着型の取組やアーティスト・活動者を始めとした地域人材、関係機関、様々な団体との連携を通じて、地域における活力源、地域の誇り、コミュニティづくりを果たし、未来につながる地域拠点型劇場の実現を目指します。さらには、地域に求められる「劇場・音楽堂」としてアートとの多彩な出会いを生み、地域の文化芸術振興に寄与する施設機能の発揮と専門人材の育成を行います。

なお、事業推進にあたっては、県民文化会館企画制作部及び両館舞台技術室と綿密に連携し、文化芸術及び舞台技術職員として培ってきた専門性を発揮しながら、地域の活性化と文化振興に努めてまいります。

ア 倉吉未来中心が担う文化芸術事業の目的・特色・内容

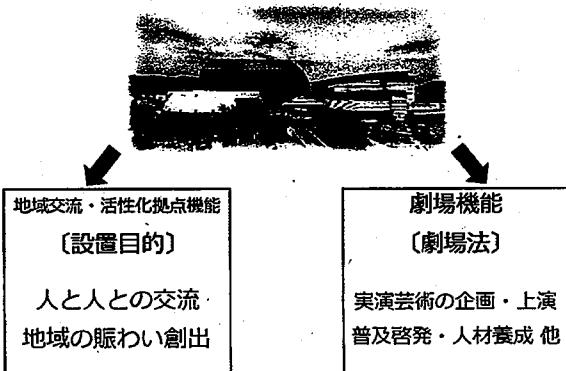
(ア) 目的

- ①施設の設置目的である「人と人との交流促進及び地域の活性化」の達成
- ②地域の将来を担う心豊かな「ひとづくり」と持続可能で活力ある「まちづくり」
- ③「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」で定められる劇場機能の具現化

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。

■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）
平成24年（2012年）に施行された法律。
劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、
音楽等の実演芸術の水準の向上と振興を図ること、
及び、劇場・音楽堂等の事業、関係団体および
国・地方公共団体の役割、基本的施策等について規定。

④県中部地区の文化振興拠点としての使命



(イ) 特色

- ①財団設立以来30年の経験と実績に基づいた専門性
- ②企画制作と舞台技術の専門職員との連携による、上質できめ細かい企画の提供
- ③地元活動者からプロアーティストまで拡がる幅広い関係性

(ウ) 内容

①倉吉未来中心「未来つながるプロジェクト」

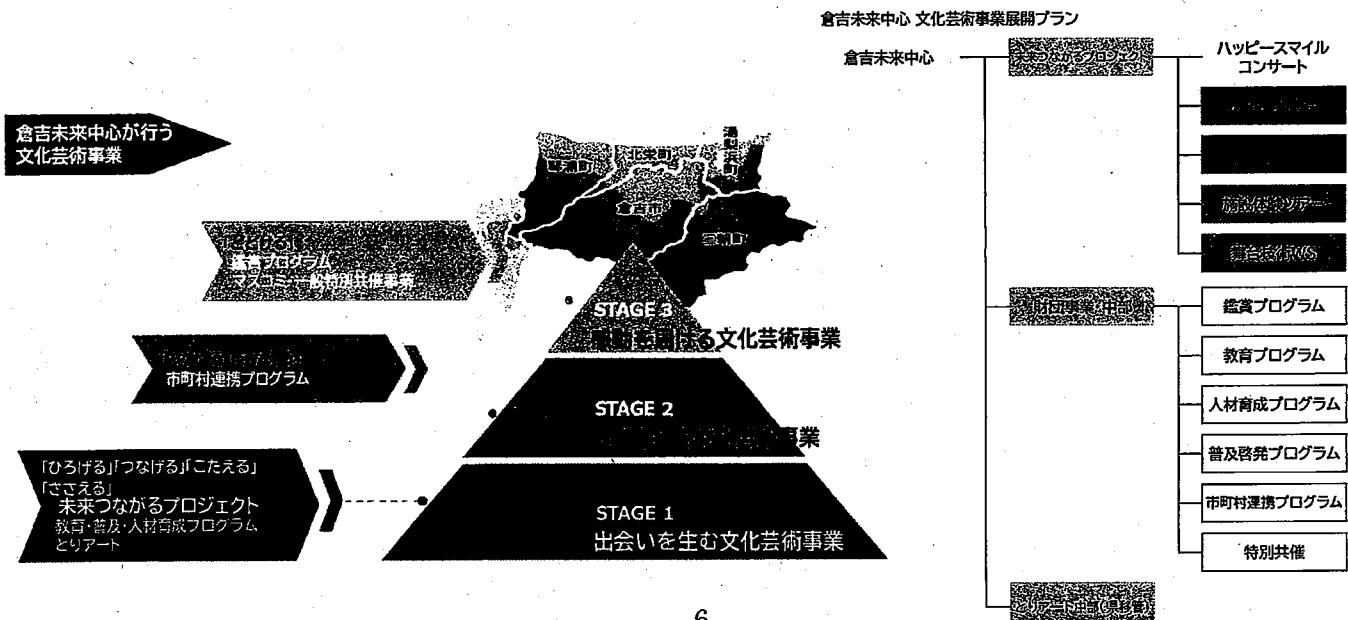
施設の設置目的達成と「心豊かなひとづくり」と「活力あるまちづくり」を目指すプロジェクト。
地域活性及び地域連携の中核的位置付け。

②文化振興財団中部地区実施事業

鑑賞・市町村連携・教育・普及・人材育成プログラム

③とりアート（県移管事業）

※各事業は、財団が掲げる「6つのミッション・事業の体系化」に沿って実施してまいります。



イ 未来つながるプロジェクト

(未来つながるプロジェクトの詳細は19頁に記載)

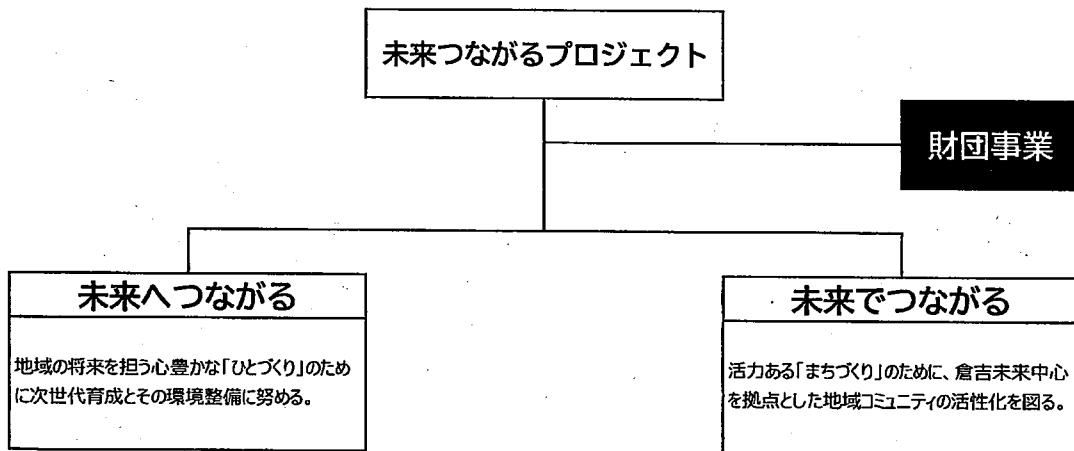
(ア) プロジェクトの趣旨

倉吉未来中心は、「人と人との交流促進及び地域の活性化」という施設の設置目的の達成を目指し、令和元年に「未来つながるプロジェクト」を立ち上げました。途中、新型コロナウイルス感染症の発生と長期化により影響を受けましたが、アフターコロナとなった今、引き続き本プロジェクトを展開し、継続的に地域の活性化と文化振興に取り組みます。本プロジェクトでは、実演芸術（舞台芸術）の持つ力や施設の特徴を活かし、これまでの取組を検証・ブラッシュアップしつつ、県立美術館等の周辺施設やアーティスト、活動者、中部地区1市4町、様々な団体や機関とともに、地域活性の礎となる心豊かな「ひとづくり」と活力ある「まちづくり」を目指します。

(イ) プロジェクトのテーマ

「未来つながるプロジェクト」では、地域活性の礎となる心豊かな「ひとづくり」と活力ある「まちづくり」を目指すため、「未来へつながる、未来でつながる」をテーマに、実演芸術（舞台芸術）の持つ力や施設の特徴を活かし、文化芸術振興と賑わい創出に努めます。

さらには、文化振興財団及び県民文化会館が行う事業との連携を図りながら、より地域に根ざした取組を展開します。



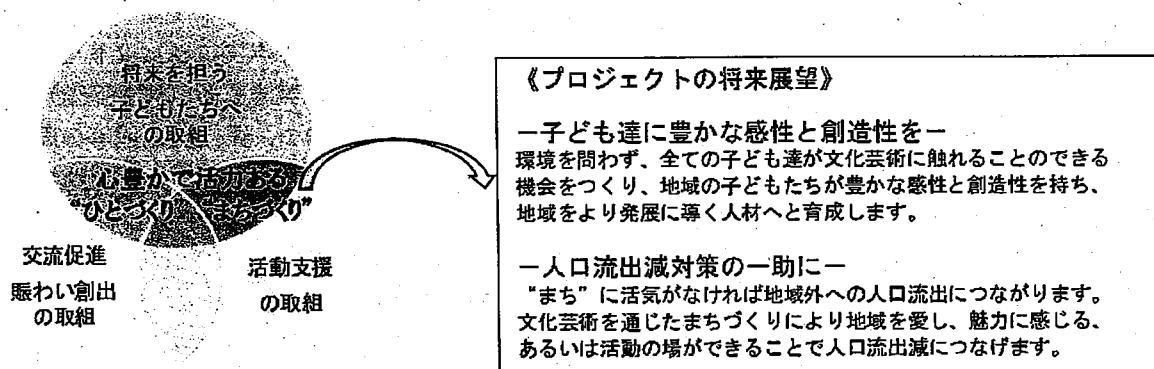
(ウ) プロジェクトを推進するための7つの指針

地域の未来のために	地域の一員として	県民財産を大切に	
心豊かなひとづくりを目指し、地域の将来を担う子どもたちへの取組を重点的に展開します。	地域に根差す施設として、名所・方面との連携により、まちの賑わい創出につながる取組を展開します。	施設の特徴を最大限に活かした企画を実施し、県民財産である倉吉未来中心を有効活用します。	
平等なアクセス	暮らしに溶け込むアート	アートの力を隅々まで	地域のアートを支える
年齢や性別、環境を問わず、誰もが実演芸術に気軽に親しむことのできる機会の提供・環境整備に取り組みます。	企画実施時期の固定化やシリーズ化、ターゲットの明確化により、アートが日常生活に溶け込む環境を整備します。	地域全体を舞台と捉え、アウトリーチにより、アートが持つ力を広めます。	アーティストスキルアッププログラムや専門職員として培ったスキルの地域還元を通じて、地域文化振興の一翼を担います。

(エ) プロジェクトで取り組む重点ポイント

「未来つながるプロジェクト」では、その目的達成を目指し、3つの重点ポイントを設定します。

【重点ポイント】「将来を担う子どもたちへの取組」「交流促進・賑わい創出の取組」「活動支援の取組」



1-2 清掃業務の具体的な提案

清掃業務は、直接、利用者の皆様の目に触れ、倉吉未来中心に対するイメージを形成するものであり、建物の美観を維持し、建材の劣化を防ぎ、清潔で快適な室内空間を提供することは、県民そして地域の皆様に愛される施設とするためにも、非常に重要な業務です。このため、専門的な知識・技能を有する専門業者へ委託し、以下の視点の基、実施します。

- 利用状況により柔軟・迅速な清掃対応を実施します。
- 人が触れる機会が多いドアノブ、手摺、エレベーター鉤等は、アルコール消毒を実施します。
- 関係者による定期ミーティングを行うことにより清掃エネルギーを利用者のニーズに応じて適切に配分した作業が行えるよう計画します。
- 清掃後の定期チェックにより、美観維持・衛生管理について一定の清掃品質を担保します。

(1) 要求水準

ア 実施にあたっての留意事項

清掃業務に使用する用具及び資材等は保管場所を指定した上、常に整理整頓に努め、洗剤等は環境汚染の少ないものを優先的に使用し、人体に有害な薬品等は厳重に管理します。

イ 清掃業務

建物内外の仕上げ面及び各種設備機器、什器・備品等について、材料の性質等を考慮し目に見える埃、土、汚れ等がない状態を維持し、美観と衛生的な状態を保つよう実施します。

(ア) 日常清掃

施設の利用状況に合わせ、来場者への影響がないよう、各部（壁、床、手摺、客席、トイレ、洗面、鏡、間仕切り等）の清掃作業を行います。また、ゴミについては指定集積場所へ収集のうえ、管理衛生基準に基づき適切に処分します。

(イ) 定期清掃

休館日を基本に床ワックス掛け、ガラス洗浄、照明器具（高所作業）の清掃作業を行います。

(ウ) その他の清掃等

敷地内（駐車場、歩道、側溝、排水溝等）のゴミ・落ち葉を回収し、屋内清掃と同様に環境衛生管理の基準に基づき適切に分別・処理し、案内看板については、利用者が見やすいよう、美観を保つよう、汚れ等を除去します。

また、排水溝、排水・汚水管、雨水枠、マンホールについては、水流を阻害しないよう日常・定期点検を行い、舗装部分や石床部分の汚れ等による歩行者の転倒事故を未然に防ぐため、日常巡回点検を行い必要に応じて清掃作業を実施します。

（2）具体的な提案内容

清掃業務の具体的な提案は別冊1のとおりです。

2-1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

（1）利用者へ提供するサービスの向上策

時代の移り変わりに伴う利用者ニーズの変化を分析し、その時々の情勢に合った利便性、快適性の高いサービスを提供します。また、公立施設としての公平性、安全性を期すため、利用者の声を真摯に受け止め、改善が必要なものについては迅速に対処し、更なる満足度向上を目指します。

ア 利便性向上への取組

（ア）合理的配慮で「誰もが利用しやすい施設」へ

福祉団体等と協力し、障がい者や高齢者、介助者目線でのバリアフリーチェックを実施することで、当事者の声を基にした施設整備や利用者への提案など、職員の知識や接遇・鑑賞サポート面のスキルアップを図ります。

[過去実績：屋内版Googleストリートビュー、来館者の動線に合わせた施設案内表示の増設、大ホールエリアの案内表示等の改善 など]

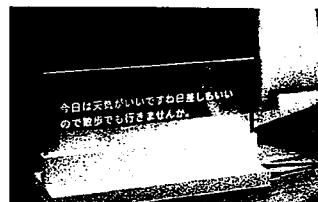


カラーユニバーサルデザインに
配慮した案内表示

（イ）多様な利用者コミュニケーション

施設案内、受付窓口等の情報取得から来館までの一連のアクセシビリティ向上を目指し、多言語化を含む利用者対応のユニバーサル化を図ります。

[過去実績：令和5年度より県障がい福祉課協力のもと、受付窓口に透明インターフェース『レルクリア』を導入し活用 など]



透明インターフェース Relclear®

（ウ）利用者の視点に立った業務改善

「申請手続きを簡単にしてほしい」、「提出書類を少なくしてほしい」といった利用者の声を解消するため、WEB申請の更なる普及と申請書類の簡略化・効率化に向けて積極的に取り組みます。また、従来、対面又は電話方式で行っていた事前打ち合わせについても、主催者の希望に応じてリモート形式やWEBフォーム等を活用するなど、双方にとって効率的且つ確実な手法を取り入れ、スムーズな当日運営をサポートします。

(エ) 人をつなぎ・地域をつくる拠点機能の整備

人々が交わる場所であるアトリウムを、地域の方による「みらいアートギャラリー」での作品展示や四季折々の空間演出「館内インスタレーション」による賑わい創出を継続して実施します。取り組みにあたっては、周辺の大学等や地域の様々な分野と交流・連携・協働し、地域の人々の活動を広く発信します。

また、地域の学校・団体等のニーズに応じて、施設見学、バックステージツアー、校外学習、職場体験等を積極的に受け入れ、学びのフィールドとして、また、まちのシンボル的存在として、施設の魅力を伝え、より愛される施設づくりを進めてまいります。

[過去実績（抜粋）]

館内装飾：倉吉幼稚園、みのり福祉会、鳥取短期大学附属こども園、

鳥取県立博物館、鳥取短期大学生活学科住居・デザイン専攻 他

校外学習：上灘小学校（UD学習）、西郷小学校（公共施設の役割学習）

鳥取短期大学生活学科住居・デザイン専攻（大ホール舞台機構）

改修工事現場見学、福祉住環境ワークショップ 他

視察見学：米子市住吉地区民生児童委員協議会、米子市赤十字奉仕団 他

職場体験：久米中学校（3日間/年）



地域の方々と一緒に館内装飾製作



鳥取短期大学の学生による
子ども向け体験ワークショップ



市内小学校の校外学習（施設見学）

(オ) プレイガイド機能の充実

中部地域のプレイガイドとして各種チケットを取り扱い、お客様の利便性向上を図っています。また、チケット販売システムの導入により、財団主催事業においては、インターネットでのチケット購入、コンビニでのチケット発券、購入時のクレジット決済にも対応し、利便性向上による利用促進に取り組んでいます。

(カ) イベントトータルサポート体制の充実

イベント主催者に対して、公演の企画立案から開催当日の運営までに係る様々な悩みに経験豊富な職員が多角的にアドバイスを行い、地域のあらゆる催事や人々の活動支援を行います。また、近隣の文化施設等のニーズに応じて、設備更新や改修に関する相談にも可能な限り対応し、県中部エリアを牽引する文化施設の視点から専門的知識を交えた助言を行います。（詳細は14頁に記載）

イ 接遇向上への取組

様々なサービスの提供や施設整備を行っても、職員等の対応の良し悪しによっては倉吉未来中心そのものの印象が変わります。利用者が気持ちよく利用していただくためには、職員のみならず常駐する委託業者（清掃員、警備員等）も含めた対応が大切です。そのためには、職員等の接遇意識・接遇能力の向上は不可欠であるため、外部接遇研修への参加やOJTを行い、サービスの向上を図ります。

また、職員等の接遇に対する利用者からの意見には速やかに対処し、常に笑顔と明るい声での応対を心がけ、利用者の要望に対し、様々な提案ができるよう、職員の意識改革を行います。

[取組例]

○新規採用職員向けの接遇研修受講（社会人としてのマナー、心構え）

- 職員に対する接遇面のクレームに対しては、速やかな改善を図るため、所属長による直接指導を実施
- 常駐する清掃員、警備員等の接遇は、委託先の自社研修および財団が実施する接遇研修への参加
- 常駐する清掃員、警備員等に対する接遇面のクレームに対しては、財団職員が直接指導するとともに、委託先とも共有し改善を図る。

ウ レストラン、ショップ等の運営

レストラン、売店、喫茶の運営については、県内産商品の販売と県内産食材の活用を促し、来館者の利便を図るため、引き続き運営します。

また、喫茶の運営委託は、引き続き障がい者就労施設へ委託します。

運営にあたっては、倉吉未来中心の開館日に合わせた営業とし、ホール等において多数の来場者が予想される催事等がある場合は、営業時間を延長するなどの対応を依頼します。

[現在の運営]

- レストラン：蕎麦を主とした飲食店（委託先：北前船蕎麦街道）
- 売店：鳥取県の特産品を主とした土産物店（委託先：（株）石谷精華堂）
- 喫茶：飲み物や障がい者就労施設の自主製品（お菓子、手芸品等）の販売（委託先：福祉の店コーヒーショップ 大きな樹）

（2）施設の利用促進、利用率向上及び利用料収入の増加に向けた取組

開館から20年以上にわたる管理運営を通して、利用者よりいただいたご意見・ご要望は貴重な財産と考えます。それらを最大限に活用し、何度でも利用したいと感じる魅力ある施設づくりに努め、利用料収入の増加へ繋げます。

なお、利用率・利用者数の見込は別紙（59頁）のとおりであり、利用料金の収入見込は、収支計画書（様式3-1、3-2）に記載のとおりです。

新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度以降利用の低迷が続きましたが、令和4年度より回復の兆しが見られております。コロナ禍のため控えていた利用促進活動を再開し、利用率及び利用料収入の増加を図ります。

また、令和7年の県立美術館開館に伴う相乗効果による来館者増に伴う賑わいを創出してまいります。

ア 営業活動

県内マスコミとのネットワーク形成や、県外大手プロモーターへの営業活動を行い、県中部エリアで実施の少ない有名アーティスト公演のホール利用を促進します。

また、県中部の立地条件を活かし、県・市町村等の行政機関や観光業界、コンベンションビューロー等と連携し、全国大会・地方大会の招致を働きかけていきます。その他、コンクールや地区予選の誘致、事前の練習会場としてのPRも行い、ホールの安定的な稼働率を保持できるよう努めます。

大規模催事に対しては、窓口となる担当者を設定し、各種申請、事前下見、打合せ等、ワンストップかつ、きめ細やかなコミュニケーションによりお客様の大切なイベントを総合的に支えます。



『中部発！食のみやこフェスティバル』

令和5年度より、

倉吉パークスクエアで開催

来館者：約30,000人

イ 顧客開拓

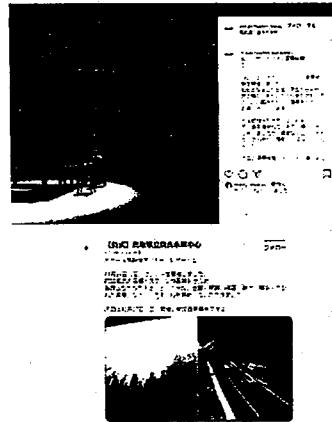
事前下見の柔軟な対応、満足度の高いサービス提供など、新規利用者を獲得するための取組を積極的に実施します。また、過去の利用事例のアーカイブ情報等の提供や、新たな視点からの提案・助言など、利用者の立場に立った取組を継続し、リピーター獲得にも力を入れます。

ウ 施設の利用促進に向けた具体策

(ア) 施設のプランディング向上

ホームページ、施設パンフレット等をリニューアルし、施設の魅力が視覚的に伝わるデザインとコンテンツで、施設利用の動機付けに直結するようなビジュアル広報に取り組みます。ホームページは各種端末に対応し、「施設利用の流れ」、「空き状況照会」、「各種データダウンロード」、「よくある質問」等、閲覧者が欲しい情報を手軽に入手できるよう改良します。

また、WEBサイト・SNSを活用した魅力的な情報発信により、幅広い世代から施設運営への理解と支持に繋げるためのプランディング広報に注力します。



公式 Instagram と Twitter

(イ) WEB申請の普及・申請書類の簡略化

令和4年度にリニューアルした『とっとり施設予約サービス』を使ったWEB申込の更なる普及を目指し、利便性のPRやネガティブ要素の解消に努め、主流な申請方法となるべく周知に力を入れます。

(ウ) ホール利用者への案内

文化芸術事業のためにホールを利用されている利用者には、抽選申込制度や申込受付開始時期のご案内をして、ホールの継続利用を促します。予約のキャンセルが発生した場合は、ホームページ、SNSを活用して空き状況を随時発信します。

(エ) 充実したカスタマーサービスの提供

無料サービス	<ul style="list-style-type: none">○セミナールーム等の事務用品（ボールペン、ホッチキス等）○全館Wi-Fiスポット整備○お荷物お預かりサービス ○ベビーカー、車椅子○ひざ掛け ○姿見 ○シートクッション（お子様用）○加湿器○セミナールーム等の事務用品の充実（延長コード、LANケーブル等）
有料サービス	<ul style="list-style-type: none">○携帯電話等充電器設置【料金】30分 200円○コイン式コピー機設置【料金】モノクロ：1枚 10円 カラー：1枚 30円○FAX送受信サービス【料金】FAX：送信 20円 受信 10円○ゴミ回収サービス 【料金】10袋あたり 2,000円○移動式音響反射板設営サービス 【料金】1回あたり 7,920円○移動式プロジェクター1台追加増設【料金】1回あたり 1,910円○動画制作・Web配信用機器一式の導入【料金】1回あたり 1,890円

広報支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○チケット取扱 ○ポスター掲示・チラシ設置 ○イベント情報掲載 ○利用者活動掲示板による活動情報掲示（主に文化・芸術活動等による利用者を対象）
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット検索用及びプリントアウト対応パソコン設置（事務室内） 観光情報等の検索や、利用者の急なデータ修正及びプリント対応に対応 ※プリントアウト代はコピー代として徴収 ○ハンドドライヤー設置（一部）※感染症対策のため利用停止中 ○手指消毒液設置（各入口） ○温水洗浄便座設置 ○トイレ擬音装置設置 ○館内全てのトイレにトイレシートクリーナーを設置 ○ホール個室楽屋、セミナールーム 3 講師控室に空気清浄機を設置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○セミナールーム 1, 3, 7 の天井にプロジェクター（有料備品）を常設し、 映像投影の準備をスムーズ化

エ 利用率向上及び利用料収入の増加に向けた取組

利用者からいただいたご意見、ご要望を大切にし、これまで様々なサービス、改善を行ってきました。現在行っているサービスは、状況の変化に合わせて内容を見直しながら継続するとともに、今後もより満足度の高い施設を目指し、利用者等の視点に立ったサービス改革に取り組みます。これにより、新規利用から継続利用へと重層的に繋げ、利用率向上と利用料収入の増加を図ります。

（ア）継続して実施する主なサービス

予約申込	<ul style="list-style-type: none"> ○優先予約による受付 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術的事業のためにホールを利用する場合は、通常より早期に抽選による受付 ・公益性のある全国大会、地方ブロック単位の大会、文化芸術的催事で山陰地区大会以上の催しを伴う鳥取県大会 ・国際的水準の舞台芸術公演利用 ○ホール予約受付期間終了後、文化活動目的の楽屋のみ利用の受付 ○「とっとり施設予約サービス」にて、施設利用状況（空き状況）の公開及び施設のインターネット予約を 24 時間受付（電話・窓口での予約受付時間は開館日の 9 時～18 時） ○利用変更手続きのスマート化 ○利用辞退に伴うキャンセル料の負担軽減 ○セミナールーム等の営利目的利用申込受付期間を 1 年前に拡大 ○利用者向けの各種有料サービスの開始及び備品料金の改正 ○新たな施設利用備品の増設 ○キャッシュレス決済（オンライン及び窓口）の導入
割引プラン	<ul style="list-style-type: none"> ○大ホール 1 階席のみ利用割引 ○大ホール直前割引（大ホールを利用日の 2 か月前を経過後に文化芸術活動目的で練習利用する場合） ○大ホール 4 月・5 月平日割引 ※より効果的な割引プランへと見直し予定

(イ) 令和6年度以降 新たに導入・見直しする主なサービス<予定>

○県内文化団体の抽選申込を早期に受付します

利用日の13ヶ月前に受付けているホールの抽選申込制度について、これまで利用者の性質を問わず、文化芸術事業全般を参加対象としてきましたが、県内を拠点に活動する文化芸術団体が行う公演については、その活動を支援するため、他の文化芸術事業よりも早期に抽選申込受付を行います。

【例】

- ・県内文化芸術団体
利用日の14ヶ月前から受付
- ・その他文化芸術事業
利用日の13ヶ月前から受付

○利用規模に応じた申込受付期間へ見直します

分割利用可能施設（セミナールーム3、セミナールーム9、アトリウム）について、開催規模の大きな全室・全面利用を優先的に予約受付することとし、部分的な単独利用については、利用日の6ヶ月前から予約受付開始とします。

【例】

- ・全室/全面利用
利用日の12ヶ月前から受付
- ・分割した部分のみ利用
利用日の6ヶ月前から受付

○大ホール割引をより効果的なプランへアップデートします

現行の割引プランが大ホール利用の動機付けになっているかを調査・分析し、必要に応じて、より効果的なプランとなるよう見直しを図ります。

○利用料後納対象者の範囲を拡大します

各業種においてキャッシュレス化や業務集中化が進み、「現金の持出しが出来ない」「口座振込でしか支払えない」といった窓口で現金清算できないケースが、主に大企業、行政外郭団体を中心に増えています。こうした利用者から料金後納の申出があった場合には、国又は地方公共団体等と同様に利用料の後納を認めます。（但し、当方が定める一定の要件を満たす場合に限ります。）

(3) 文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等に対する助言、支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組

当財団では、職員のアートマネジメント力の向上と意識改革を目的にアートマネジメントの研修を継続的に行ってています。また、(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する各種研修会にも積極的に参加し、専門知識の習得を図っています。研修会に参加することによりスキルも上がり、県外の公立文化施設職員との交流を通じて、人材のネットワークも広がってきました。

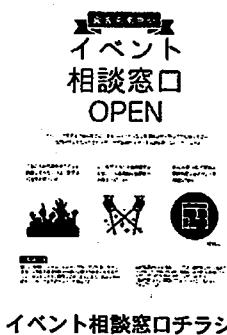
このような研修や事業実施による実践的育成(OJT)の結果、優秀な人材が育ってきました。

その成果を踏まえて、アートマネジメントや舞台技術のノウハウを中部地域の文化芸術団体や個人の文化活動者に対し、助言と支援、研鑽に資する取組は次のとおりです。

ア 利用者や文化活動者に対する助言・支援の取組

(ア) イベント相談窓口

気軽に企画制作の支援（相談、助言、指導等）ができる「イベント相談窓口」を開設し、地域の人や団体等が行う催事等の企画立案・広報・運営に関する相談などに応じて、円滑な事業の実施を支援（無償）します。



▶文化事業課職員

企画立案のこと／広報のこと／予算・助成金のこと／地域の活動者紹介等

▶舞台技術室職員

照明・音響・演出プランのこと／舞台設備のこと／図面・台本作成のこと等

▶施設利用課職員

施設の利用方法のこと／当日運営のこと等



「アトリウムでコンサートを開催したい。
ステージや客席の設営方法を教えて欲しい。」



「小ホールでライブを開催したい。
施設の使い方や助成金制度について知りたい。」



「演劇公演の歌唱シーンを華やかにしたい。ホール以外でもできる照明演出はないか？」

【舞台技術室職員】

- ・移動式音響反射設営を提案。
- ・反射板を使った垂れ幕の細工方法や平台の組み方をレクチャー。

【施設利用課職員】

- ・小ホールの客席形態毎に会場レイアウトを提案。
- ・利用の流れ、よくある事例を紹介。

【舞台技術室職員】

- ・会場の電源回路に合った照明プランを提案。
- ・演出効果を高めるための背景パネル等の設営方法を助言した。

【施設利用課職員】

- ・過去の類似催事のレイアウト図を元に配置を提案。
- ・仕込み～撤収に必要な人員やスケジュールを助言。

【文化事業課職員】

- ・県内イベントを対象とした助成金情報が、どこで、どのように確認できるか助言。

【利用当日】

- ・舞台技術支援により、舞台照明器具の設置方法を現場で直接指導。

(イ) アートマネジメント関連図書の提供

広く県民の皆様に、アートマネジメント能力の向上とレベルアップに役立てていただくとともに、県内文化の振興の一翼を担う文化施設職員のマネジメント能力向上のため、倉吉未来中心が保有するアートマネジメント関連図書の利用を促進します。

対象者	県民、県内文化施設職員及び文化振興財団職員
図書の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・アートマネジメントに関する図書 ・舞台芸術ジャンル別専門書 ・舞台技術に関する専門書 ・その他文化芸術に関する図書

【ジャンル別図書内容(一例)】

- 法律、文化政策/アートマネジメント /ボランティア/企業メセナ 等
- 広報・マーケティング/アウトリーチワークショップ/表現教育 等
- 音楽、演劇、古典芸能 等
- 舞台技術、その他芸術ジャンル 等

(ウ) 地域の文化芸術活動団体（実行委員会等への運営参加）

倉吉市で40年間続くアザレア音楽祭実行委員会や、20年以上続く倉吉天女音楽祭実行委員会に文化事業課職員が携わり、運営に関する助言を行います。

イ 文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組

蓄積した舞台技術経験やノウハウを県内の文化芸術活動発展のため、文化芸術団体やアマチュア活動者、施設利用者等はもとより、行政機関や文化施設などを対象に、技術資料の提供やアドバイス・助言を行います。また、学校や教育機関とも連携しながら、技能や知識習得の機会を設け、将来に繋がる人材の育成を図ります。

(ア) 舞台技術支援

地域の文化芸術団体・アマチュア団体・公共団体等が会館以外（県内各地）で、文化芸術公演や発表会を開催される場合には、日程調整の上、舞台技術（照明・音響など）・演出等に関する助言・指導等の技術支援を行います。また、県内文化施設及び教育、行政期間からの舞台技術、設備や備品の保守・更新の相談に対し適切な助言を行い、県立文化施設としての役割を果たします。



デジタル音響に関する研修

[過去実績]

行政機関（設備保守点検業務に関する助言）
鳥取短期大学生活学科住居・デザイン専攻（建築設備における現場研修）
中部高校演劇部（舞台技術基礎知識の講習）など

(イ) 舞台技術ワークショップの開催

学生、サポーター、舞台技術に興味のある方を対象に「舞台技術ワークショップ」を行い、専門職員として培ったスキルを地域に還元して舞台現場を支える人の育成を図ります。



高校演劇部を対象とした
舞台技術ワークショップ

(ウ) 未来つながるプロジェクトへの参画促進

未来つながるプロジェクトへの参画を通じて、アーティストや活動者のスキルアップへつなげます。

ウ その他の取組

(ア) 鑑賞者拡大

チラシや広報誌、ソーシャルメディア等において新しい切り口で事業を紹介します。また、学生を中心とした若年層や、高齢者が文化芸術を通して、社会と地域との繋がりを深めるようなプログラムなどを引き続き構築し、鑑賞者の拡大を行います。

中部地域においては、繋がりの弱い県西部地域や岡山県北部地域等と財団のネットワークを強化することで、独自の販売促進経路の構築を図り、鑑賞者の拡大に力を入れています。加えて、今後も継続的に、文化芸術に興味のある潜在的な鑑賞者を掘り起こすため、販売促進活動に取り組みます。

さらに、未来つながるプロジェクト等においてアウトリーチ事業を実施し、倉吉未来中心に足を運ぶことが困難な人々へも等しく文化芸術に触れる事のできる機会を提供します。

(イ) ユニバーサルサービス導入による愛好者のすそ野拡大

障がい者だけではなく、高齢者や小さなお子さま連れの鑑賞等に対して、公演を快適に楽しんでいただくために必要なサービスを導入し、愛好者のすそ野拡大に繋げます。

[実施事例：車イスの無料貸出、車イスの方や体の不自由な方の座席までのアテンド、託児サービス、チャイルドシート貸出など]

(ウ) 支援者の拡大

鳥取県文化振興財団は、文化芸術による感動を共有し、地域の発展に向けて共に歩む支援者として、企業協賛である「パートナー企業制度」、財団の活動を支えてくださる「財団友の会」などを組織しています。倉吉未来中心においても、財団の中部地区拠点として、パートナー企業と友の会会員の増加に努め、施設、財団、そして文化芸術への支援の拡充へつなげてまいります。

■パートナー企業制度

メセナ活動を実践しようとする県内の関係団体・企業等の法人と共に「パートナーシップ」の理念に基づき、SDGsの視点を反映した文化芸術振興事業を協働して実践することにより、地域への社会貢献を果たしていきます。加えて、独自財源確保と寄付文化の醸成を目指し、共に歩むパートナーの獲得を図ります。

いまこそ企業メセナ
メセナ活動のパートナーとして
文化芸術が生み出力による
地域への社会貢献

鳥取県文化振興財団を
オーストラリアンに

SDGs

SDGsの視点を反映した
「社会貢献」と「パートナーシップ」
文化芸術の世界を通じて、SDGsの実現

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

文化芸術を生きる
チカラに
すべての人に感動体験を、
文化芸術の力で、
心ゆたかに暮らすために
ともに未来を創るパートナーへ

文化芸術を通して
CSR活動

企業活動・文化芸術の連携
地域に生まれる文化の芽

区分	スペシャルパートナー協賛	パートナー協賛
口 数	5 口 (500,000 円) 以上	1 口 (100,000 円) ~ 4 口 (400,000 円)
特 典	<ul style="list-style-type: none"> ・御芳名の掲載(特別パネル、財団広報媒体) ・チケットの優先確保(財団が指定する主催公演) ・文化芸術情報の提供 ・招待券の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・御芳名の掲載(特別パネル、財団広報媒体) ・チケットの優先確保(財団が指定する主催公演) ・文化芸術情報の提供
協賛数	5 社 25 口	14 社 14 口
期 間	1 年間	1 年間

■鳥取県文化振興財団友の会

財団の活動を支えてくださる個人支援者として、友の会を組織しています。入会を機に財団とのつながりを深め、様々な事業を通して鳥取県の文化芸術の発展、次世代の育成等をご支援いただいています。

会員数：499名（令和5年7月現在）

〔内訳：ロイヤル会員52名 クローバー会員430名 ジュニア会員17名〕

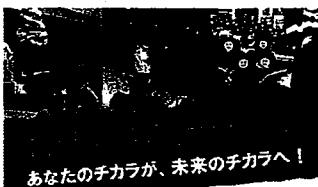
■倉吉未来中心サポーター

地域の交流・活性化の拠点として、各人の持てる知識や技能を施設運営に活かすることで、生き甲斐づくりや新たなコミュニティの創出に繋げ、地域と共に歩む施設づくりを目指します。

登録者数：20名（令和5年7月現在）

主な活動実績：イベント時のお客様案内、舞台装飾補助、

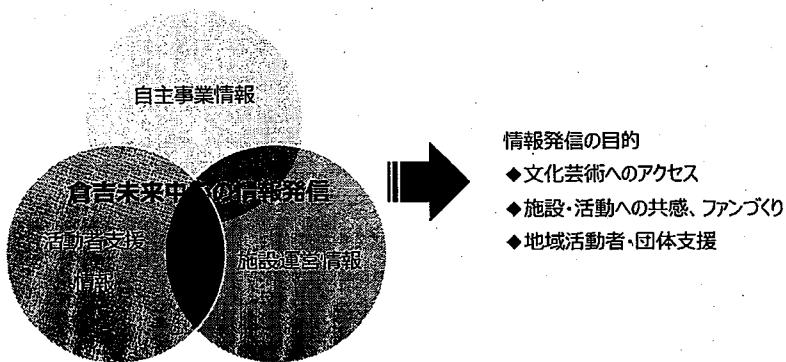
舞台設営、照明音響補助、季節の装飾物作りなど



(4) 文化芸術情報の発信に関する取組

平成13年の開館以来、地域の交流・活性化・文化振興拠点として、様々な公演・イベントを始めとした文化芸術情報や施設に関する情報を発信してまいりましたが、時代の流れとともに情報発信の在り方や施設を取り巻く社会環境は大きく変化しました。

このようなことから、これから的情報発信・広報活動では、様々なツールの効果的活用や、多様性への配慮・理解が求められます。受け手のニーズや施設を取り巻く環境を意識しながら、地域に暮らす誰もが文化芸術へアクセスしやすい情報発信に努めてまいります。



ア 具体的な情報発信策

印刷物、web、マスメディア等を組合せ、あらゆる世代への情報発信を実施します。

具体的な発信媒体は以下のとおりです。

年間インフォメーション	未来つながるプロジェクト及び文化振興財団主催事業の年間ラインナップを作成
チラシ配架・ポスター掲出	県内・県外への公演チラシ配架及びポスター掲出
会館webサイト・公式SNS	倉吉未来中心公式webサイトおよび公式SNS(Instagram、Facebook、Twitter、YouTube)を通じた発信
情報コーナー・デジタルサイネージ	館内の情報コーナー、デジタルサイネージでの情報発信
イベント案内サービス	鳥取県文化振興財団イベント案内サービス(メールマガジン)
新聞等メディア掲載	新聞やラジオ、テレビを通じた発信
イベントサイト等への掲載	親子向けイベント情報サイト等への情報発信
フリーペーパー等掲載	フリーペーパー等へのイベント情報掲載
街頭ビジョン広告放映	街頭大型ビジョンでの広告放映 ※文化振興財団として検討中

イ 今後の情報発信展開

(ア) web・SNSを通じた情報発信の強化

倉吉未来中心では公式SNSを開設しておりますが、即時性のあるトピックや印刷物だけでは伝わりにくい情報の発信など、それぞれの媒体の特色を活かしながら、幅広い世代へ文化芸術情報を発信してまいります。また、更なる情報の拡がりを目指し、公式SNSのフォロワー増にも取り組んでまいります。

倉吉未来中心公式アカウント



みんなの活動掲示板

(イ) ユニバーサルデザイン

誰にでも開かれ、優しい情報発信として、公演チラシ等印刷物のユニバーサルデザイン化を進めてまいります。

(ウ) 文化活動者・団体への活動支援

地域の文化活動者等による公演については、チケットの取扱いや会館 web サイト、チラシ配架・ポスター掲出、みんなの活動掲示板コーナー、デジタルサイネージ等で情報発信を支援しておりますが、更なる支援として、専用フォーム（Google フォーム）による情報集約の上、会館公式 SNS を通じた情報発信を検討してまいります。



デジタルサイネージによる発信

(5) 地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等（県立美術館等周辺施設や地域の事業者、各種団体と連携した文化事業並びに地域の活性化を目的とした事業等の取組）

ア 未来つながるプロジェクトの具体的な内容と実施計画

※プロジェクトの全体概要は7頁に記載

(ア) 具体的内容

趣旨・テーマ・重点取組ポイントに基づいた多様なプログラムにより、プロジェクトを推進します。

■重点ポイント1：将来を担う子どもたちへの取組 - みる・きく・ふれるで子どもたちの感性を育む -

- 地域の将来を担う子どもたち、特に、豊かな感性と創造性を育む基礎となる乳幼児期の文化芸術体験を充実させ、心豊かな人づくりを目指します。
- アウトリーチを通じて、地域で暮らす子どもたちが等しく文化芸術に触れるこことできる機会を充実させます。
- 文化振興財団として培ってきた専門性やアーティスト・活動者とのつながりを活かし、上質な企画を実施します。
- 幼児教育の専門家のアドバイスの下企画の質の向上に努め、子どもの年齢に応じた良質なプログラムを提供します。
- 若手を中心に地元アーティストを積極的に起用し、ともに創ることでアーティストの成長を促進し、鳥取の文化力向上を目指します。



ハッピースマイルコンサート
はるのワクワクおんがくかい

【実施企画】

■キッズプログラム「ハッピースマイルコンサート（インリーチ・アウトリーチ）」

乳幼児から鑑賞・参加可能なコンサートや実演芸術体験ワークショップをインリーチ・アウトリーチの両面で開催し、子どもたちの実演芸術体験の充実を図ります。

継続	乳幼児向けプログラム	豊かな人間性の基盤となる時期を過ごす乳幼児を対象とした、アートとの出会いを生む企画。
New!	小学生向けプログラム	乳幼児向け企画からのステップアップとして、よりアートに親しむことを目的とした企画。
New!	ママ・パパ向けプログラム	マタニティーブルーや産後うつなど、出産～育児上で起こりうる問題に寄り添う企画。
New!	連携創作プログラム	地元アーティスト、活動者との協働により、オリジナル公演を制作。 ※R9年度実施を想定。

重点ポイント2：交流促進・賑わい創出の取組

- 笑顔が生まれるまちの広場に -

- 地域の活性化・交流拠点として年間を通じて人々が集い、さらには地域を回遊する企画を実施し、まちの賑わいを創出します。
- 音響特性に優れた大・小ホールや、開放的なアトリウムなどの施設の特色を活かした企画を実施し、県民財産である施設を有効活用します。
- 次代を担う活動者の発表機会やレベルアップにつながる企画を実施し、地域の文化力向上を目指します。
- 実演芸術の上演を通じて感動や心の潤いをもたらす場としてのホールの魅力や、そこで働く職員の仕事に触れる企画を実施し、地域に愛される劇場を目指します。



みらい楽演祭・春

【実施企画】

継続 見直し	大人向けプログラム 「みらい楽演祭」	将来性豊かな地元アーティストをメインに起用し、ホールやアトリウムなどの施設の特色を活かしながら、実演芸術を身近に感じる機会を提供する。ワンコインコンサートやテーマコンサート、平日公演も計画し、ライフスタイルに合わせたプログラムを提案。
継続	施設体験ツアー 「ホールたんけんツアー」	普段は見ることの出来ないホールの裏側の見学や、舞台機器の操作を体験することにより、実演芸術の上演を通じて感動や潤いをもたらすホールの魅力やそこで働く職員の仕事を体験する企画。



ホールたんけんツアー



重点ポイント3：活動支援の取組

- 地域の“やりたい！”をサポート -

- 地域で実演芸術に携わる人々のレベルアップや意識向上へつながる企画を実施し、地域文化振興の一翼を担います。

【実施企画】

New!	アーティスト スキルアッププログラム	キッズプログラムやアウトリーチ等、様々なプログラムに対応できるアーティストの育成を目指すプログラム。専門家や経験豊富なアーティストの助言の下、企画力・プロデュース力を身に着け、地域で活躍できる人材を育成する。
継続	舞台技術ワークショップ	「舞台」「音響」「照明」などの舞台技術に関する基礎知識の習得を目的とするワークショップを行い、地域の実演芸術を支える人材育成を目指す。



舞台技術ワークショップ
照明編・音響編



(イ) その他の文化振興財団が中部地区で行う文化芸術の取組

①鳥取県文化振興財団主催事業・中部地区開催分

優れたホール機能とこれまで培ってきた財団の専門的ネットワーク及び技術の下、高質な舞台芸術公演を実施し、地域住民に大きな感動を届けるとともに、中部地区における文化芸術振興拠点として、地域の文化振興に努めてまいります。

鑑賞プログラム	国内外の優れた舞台芸術（実演芸術）公演の上演。
マスコミ・一般特別共催事業	
市町村連携プログラム	市町村との連携の下、各地域のホール等で県内アーティストを起用した公演を開催。
教育・普及プログラム	学校向けアウトリーチや技術向上を目的としたクリニック等を開催。
人材育成プログラム	県内文化施設を対象とした研修会等の開催を通じ、地域の文化力の底上げを目指す。

②鳥取県補助事業「鳥取県総合芸術文化祭・とりアート」

県民参加型の文化芸術の祭典として「年齢・性別・障がいの有無・場所に関わらず、県民誰もが文化芸術を身近に感じ、日常生活の一部として親しみを持つことのできる鳥取県」というビジョンの下、令和6年度以降においても、専門性を持つ財団職員により実行委員会事務局運営を行うことで、更なる地域の文化芸術の活性化や交流の輪を広げていきます。

◆令和6年度～10年度 年度別文化芸術事業実施計画

◎特別プログラム

○レギュラープログラム

	R6	R7	R8	R9	R10
ハッピースマイル 乳幼児向け	○	○	○	○	○
小学生向け	○	○	○	○	○
パパ・ママ向け	○	○	○	○	○
連携創作	準備	準備	準備	◎	-
みらい楽演祭	○	○	○	○	○
施設体験ツア-	○	○	○	○	○
アーティストスキルアップ	○	○	○	○	○
舞台技術 WS	○	○	○	○	○
財団主催事業	○	○	○	○	○

(ウ) 外部資金の活用

本プロジェクトの安定的推進を目的に、助成金等の公的資金の獲得を目指します。

【想定される助成金】

○ごうぎん文化振興財団助成

〔獲得実績〕

○エネルギー文化・スポーツ財団助成

・ごうぎん文化振興財団助成

○地域創造助成 他

令和3年度 30万円 令和5年度 21万円

(エ) 地域との具体的な連携策

令和7年春の「鳥取県立美術館」開館を契機に、より県中部地区に注目が集まることが予想されます。

倉吉未来中心は様々な文化芸術事業を通じて、地域との連携を図っているところですが、美術館開館を好機と捉え、地域の一員として周辺施設・地域・アーティスト・活動者等と手を取り合い、更なる地域活性と文化振興に取り組んでまいります。

■県立美術館との連携



鳥取県立倉吉未来中心
本格的なホール（劇場）機能
実演芸術の上演を主軸



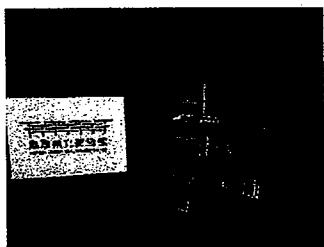
鳥取県立美術館
県ゆかりの作品から
国内外の優れた作品まで
幅広い美術作品の展示



実演芸術と美術の両輪で
地域の活性化、賑わい創出へ

○開館前 → 開館への機運醸成

- ・未来つながるプロジェクト公演チラシへの美術館情報の掲載（実施中）
- ・アトリウムへの情報コーナーの設置（実施中）

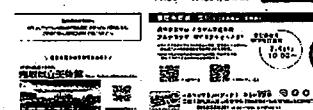


県立美術館情報コーナー



3.26(日)

入園料



美術館情報の掲載

○開館後 → それぞれの施設のミッションやビジョンの理解・共有と、強みを活かした施設間連携推進 “人流”の創出へ

〔連携案〕

- ・美術館が開催する企画展等との関連性やスケジュールを意識したコンサートの開催
- ・イベント連携PR
- ・県立美術館と倉吉未来中心との連携による、地域文化の振興と賑わいづくりのため、県立美術館学芸員と倉吉未来中心文化芸術担当職員との協働により、美術と音楽の融合による新たな創造的文化芸術事業を実践し、地域の活性化を目指します。

■福祉連携

地域で暮らす子どもたちが等しく文化芸術の魅力や持つ力を体験できるよう、引き続き様々な理由でホールや文化芸術と距離がある子どもたちへのアプローチを進めてまいります。



「倉吉市じどうかんまつり」での
ハッピースマイルコンサート

○児童養護施設や母子生活支援施設との連携推進

- ・公演への無料招待（実施中）
- ・施設へのアウトリーチ

○地域の児童館や子育て支援センターとの連携推進

- ・児童館まつりへの協力
- ・子育て支援センターへのアウトリーチ

■中部地区内行政連携

これまでも中部4町との共催の下、町所有施設でのアウトリーチ公演や舞台技術ワークショップを開催しておりますが、各種事業を通じてより4町との連携を深め、実演芸術とアウトリーチを基軸に、地域活性と文化振興に取り組んでまいります。



琴浦町でのアウトリーチ公演

三朝町：三朝町総合文化ホール、三朝バイオリン美術館

湯梨浜町：ハワイアロハホール

北栄町：大栄農村環境改善センター

琴浦町：まなびタウンとうはく、赤崎地域コミュニティーセンター

■地域のアーティスト、活動者・団体との連携

「未来つながるプロジェクト」を核としたアーティスト、活動者・団体との連携推進により、アーティストや活動者が実践を通じてレベルアップし、地域文化がより活性化していくための取組を展開します。

出演機会の提供や協働公演の開催 ⇒ 実践を通じたスキルアップへ

■その他連携

地域の大型イベント（倉吉春まつり、倉吉打吹まつり等）との連携

イ 倉吉パークスクエア内各施設との連携

倉吉パークスクエアは、「人・もの・情報」の行き交う地域交流ゾーンとして設置され、倉吉未来中心、鳥取二十世紀梨記念館、鳥取県男女共同参画センターの県立3施設と、倉吉市の管理する倉吉交流プラザ（倉吉市立図書館）、倉吉市営温水プール、食彩館が一体となって複合施設を形成しています。

それぞれの施設の管理運営主体は異なるものの、利用者や来館者にとってすべての施設が“倉吉パークスクエア”であり、各施設の情報や状況が共有されてこそ、そこを訪れる人たちが快適で安全に利用することができるものと認識しています。

これら施設を運営する上で重要な、①来館者へのサービス、②施設設備の維持管理、③省エネルギーへの取組、④事故・事件の防止や緊急時の対応、⑤各施設の催物等の状況について、情報を共有し、運営を推進する中でさまざまな連携を図っています。

今後も倉吉パークスクエア内各施設との連携を図り、施設が一体となった管理運営を行なって、中部地域の活性化と、より快適で安全な利用者・来館者へのサービスの提供を図ります。

【倉吉パークスクエア内各施設と連携して行う取組】

「倉吉パークスクエア連携企画」の実施（事業の共催、連携）	合同での事業実施やそれぞれの特色を活かして事業連携を図り、パークスクエアの賑わいを創出します。
「倉吉パークスクエア会議」の開催	公立4施設の施設長と市営温水プール、食彩館等の代表者による連絡会議を毎月開催し、情報や状況などの共有を図ります。
防災訓練の実施	火災や地震の際の避難誘導等に備えるための訓練を年2回合同で開催します。
普通救命講習会の開催	人工呼吸や自動体外式除細動器（AED）の取扱等を習得する救命講習会を年1回開催します。
研修の開催	各施設の人権研修や安全衛生研修に相互参加し、職員の育成を図ります。
広報協力	各施設の広報物、印刷物を協力し合って設置・配布します。
美化活動	パークスクエア各施設の参加による敷地内及び周辺歩道のごみ拾いを年2回実施します。
除雪の実施	降雪時、出入口等の除雪をします。

（6）より良い管理運営等のための体制づくりに係る考え方（検討組織の設置や自己評価の手法など）

ア 地域懇談会（東部・中部・西部）の開催

従来の利用者懇談会を改組し、文化芸術関係者、市町村行政関係者等から選任した委員の方と、年に2～3回地域懇談会（東部・中部・西部）を開催し、地域の意見を聴いて施設や事業の運営に的確に活かして地域密着型の事業展開とより良い会館運営を目指すとともに、地域と施設をつなぐ支援者の拡大を図ります。

【委員構成】

区分	地域懇談会（東部）	地域懇談会（中部）	地域懇談会（西部）
	12名	11名	15名
委員構成	文化芸術関係者、市町村行政関係者、マスコミ関係者、教育団体関係者（小学校PTA等）、福祉団体関係者、観光団体・観光施設関係者、経済団体関係者等からなる10名以上17名以内で構成する。		
任期	3年（就任から3年以内に終了する事業年度のうち最終年度の3月末日まで）		
意見交換等の内容	次の事項に関する意見・提言 (1) 財団が実施する文化芸術事業の企画・運営等に関すること (2) 財団が管理する施設・事務所の運営等に関すること (3) 地域の文化芸術の振興を担うための財団の在り方等に関すること (4) その他目的を達成するために必要と認められること		

イ 自己評価手法

自己評価については、目標達成度や実施成果を確認して評価と改善を重ねるため、計画から実施、改善に至るPDCAサイクルを日常業務の中における適切なタイミングで実施します。

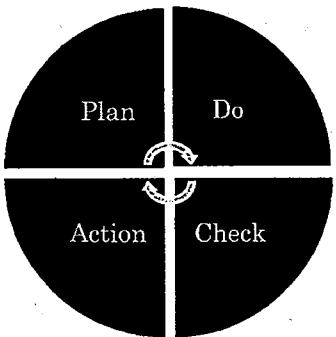
評価内容は、「顧客満足度」「施設利用率」「入場者数」といった定量的評価に加え、「事業満足度」「お客様サービス」「施設維持」「組織運営」「環境改善」といった定性的な評価を行い、より良い施設運営を目指します。

《PDCAサイクル》

- ①計画（Plan） →
- ・施設運営、施設利用サービスに係る目標設定
 - ・環境改善項目、経費節減項目設定
 - ・地域の課題、ニーズに沿った事業立案（目的設定）

- ②実行（Do） →
- ・計画に沿った施設運営、事業実施等
 - ・利用者、活動者等サポート

- ③評価（Check） →
- ・利用者アンケート、ご意見箱、メール、電話等

- 
- ・事業アンケート
 - ・事業報告書（成果と課題、今後の方針・取組）
 - ・TEAS（鳥取県版環境管理システム）活動記録

《各種会議》

- ・地域懇談会
- ・倉吉未来中心安全衛生委員会
- ・TEAS（鳥取県版環境管理システム）委員会
- ・（公財）鳥取県文化振興財団幹部経営会議
- ・倉吉未来中心課長会議
- ・倉吉未来中心「未来つながるプロジェクト」チーム会議
- ・倉吉パークスクワード会議

- ④改善（Action） →
- ・お客様、県民、地域のニーズ等の分析
 - ・改善項目等の策定

2-2 管理の基準

施設の管理にあたり、現在行っているサービスは常に見直しを図りながら公平・公正な施設運営を行います。

(1) 開館時間の設定

開館時間は、現状どおり午前9時から午後10時までとします。ただし、利用者の利便を図るために必要があると認めた場合は利用時間の繰り上げ及び延長をします。運用に当たっては利用の内容や日程などを十分に確認した上で効率的な作業日程の提案を行うとともに、利用者の利便を最優先して対応します。なお、利用予約のない夜間は、節電対策のため閉館時間を早めます。

会館の各入口は8時30分に開錠し、入館できる体制とします。

利用時間は、感染症等の対応及び施設利用者の安心・安全確保のため、引き続き閉館時間の30分前の午後9時30分までとします。

また、利用当日の施設貸出し手続きは、利用者の利便性向上を図るため、20分前からの受付とします。(時間外利用の場合は除きます。)

(2) 休館日の設定

施設を安全かつ適正に運営していく上で、定期的に全館を閉鎖して点検・保守・整備を行う必要があることから、休館日を以下のとおり設けます。

ア 毎月

毎週月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日)

※建設から20年以上が経過し、保守点検や修繕対応等を要する日が年々増加しています。安定した利用者の安全性と快適性確保のため、比較的利用率の低い月曜日を保守点検や修繕対応等に充てます。

イ 年末年始

毎年12月29日から翌1月3日まで

ウ 臨時開館

利用に当たっては、打合せの際に効率的な作業日程の提案を行いますが、次のような特別な事情がある場合は、臨機に対応し、臨時開館します。

- 「全国大会などの大規模な事業」で、「任意に日を選べない」かつ「他施設で実施することができない」明白な理由がある場合。
- 日程調整の結果、休館日に催事の準備、リハーサル、片付けを行わなければならない場合。

エ 臨時休館

施設・設備の点検・保守・整備等に関連して、利用者の安心・安全確保と施設の効率的な運営のために必要だと判断される次の場合は、利用状況に応じて臨時休館、または開館時間変更します。

- 県民の安全確保のために休館する必要があると鳥取県から要請があった場合。
- 台風・大雪・地震などの気象警報の発令、公共交通機関の運行停止等により、特に休館する必要があると認められる場合。
- 会館の施設及び設備等の保守点検及び老朽化に伴う維持修繕等を行う場合。

（3）利用料金の設定

- 利用料金については、利用者の要望や利用料収入とのバランスを踏まえ、各施設・設備ごとに設定します。（施設利用料には、冷暖房料を含むものとします。）
- 全施設区分貸によって、インターバル時間を確実に確保することにより、無駄のない効率的な利用時間の提供と利用後の消毒作業を徹底し、安心して利用できる施設環境を提供します。
- 施設・設備・備品の更新等や利用者の要望を勘案し、必要に応じて新たな料金を設定します。
別冊2「施設等利用料金表」のとおり

（4）利用料金の減免の設定

減免を受ける場合は、減免申請書を提出していただくこととし、次に該当すると認められる場合には施設の利用料金を減免します。また、ホール閑散期の利用促進と県内の文化芸術活動を推進するため、より効果的な大ホールの割引プランを継続します。

ただし、時間外（21:30～翌日9:00）利用料及び延長（12:00～13:00、17:00～18:00）利用料は減免対象としません。

なお、学校減免については、他団体との公平性を期すため、設備利用料徴収について検討します。

ア 文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合

文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合は、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

なお、文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用するときは、別冊2「施設等利用料金表」1(1)、1(2)、1(3)で算出した料金の1/2（10円未満切捨て）に減額します。その場合本番日から1ヶ月前までの期間に行う練習等で、1回に限るものとします。

文化芸術団体	<ul style="list-style-type: none">○ 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体○ 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる鳥取県内に本拠を置く団体○ 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取県内の実行委員会○ 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体
文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none">○ 営利を目的としないこと (非営利であっても過大な収益のあるものは不可とする)○ 演奏会、公演、鑑賞会等名称、形態を問わないと、文化芸術の振興を目的として、地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供するものであること○ 演奏会、公演、鑑賞会の直前（本番日に連続した日）に行う練習・リハーサル、準備も対象とする

イ 文化活動に練習室・リハーサル室を利用する場合

利用者の文化活動を支援するため、予約の入っていない施設を安価に利用していただけるよう、利用予定日の1ヶ月前を経過後に利用申込みがあった場合に限り、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

ウ 障がい者、要介護者、難病患者が利用される場合（営利目的の利用の場合を除く）

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他次の（ア）～（ウ）の基準に該当する心身に障がいを有する者、又は介護保

障がい者等による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき、かつその利用が営利目的でない場合は、【減免一覧】のとおり減免します。

- 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者。
- 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条第 3 号に定める自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者。
- 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達）の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者。（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者）

工 県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合

県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合は、本番のほか本番日以外に行う準備・リハーサル（原則として本番前日から 1か月前までの期間に行うもので、1回に限る。）のために利用する施設及び設備に係る利用料を全額免除します。（ただし、延長料金、及び時間外料金、当日の利用時間変更に伴う延長料金は除く。）

対象団体	<ul style="list-style-type: none">○ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、幼稚園○ 専修学校○ 指定技能教育施設（技能教育を受けている生徒に限る。）○ 保育所○ 教育関係団体 （中学校・高等学校文化連盟、私立幼稚園協会、書写書道教育研究会等）										
対象行事	<p>対象団体に属する幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事で、次の用件をすべて満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 対象団体が主催するもの○ 対象団体の代表者（校長等）が利用の申込及び利用料金の減免申請を行うもの○ 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うもの○ 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの○ 鑑賞、視聴を目的とするものでないこと○ 学生等が文化芸術を目的とする活動を実践する（出演者、制作者等として参加する。）もの、又は学校（大学を除く。）における文化部活動のうち、文化芸術を目的とするもので次に該当するもの。（対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く。）										
	<table border="1"><tr><td>芸術</td><td>文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊</td></tr><tr><td>メディア芸術</td><td>映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術</td></tr><tr><td>伝統芸能</td><td>雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能</td></tr><tr><td>その他の芸能</td><td>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能</td></tr><tr><td>生活文化・国民娯楽</td><td>茶道、華道、書道、囲碁、将棋</td></tr></table>	芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術	伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能	その他の芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能	生活文化・国民娯楽	茶道、華道、書道、囲碁、将棋
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊										
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術										
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能										
その他の芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能										
生活文化・国民娯楽	茶道、華道、書道、囲碁、将棋										

【減免一覧】

減免項目	減免対象施設	減免額
県内の文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合	大ホール 小ホール	施設利用料通常料金の 1/2免除
文化活動にリハーサル室、練習室を利用する場合（利用日の1ヶ月前を経過してからの予約受付に限る。）	リハーサル室 練習室1・2	施設利用料通常料金の 1/2免除
障がい者、要介護者、難病患者等の社会参加目的で利用する場合	障がい者及びその介護者が利用者の1/2未満のとき	施設利用料通常料金の 1/2免除
	障がい者及びその介護者が利用者の1/2以上のとき	すべての施設
	利用者が特定されない場合	施設利用料通常料金の 全額免除
県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合	全ての施設	施設利用料及び設備利用料 全額免除
団体事務局サロンを利用する場合	団体事務局サロン	県の出資金又は補助金が団体予算に占める割合により 施設利用料通常料金の 1/3～2/3免除

オ ホールを練習や準備のために利用する場合

対象施設	割引率
大ホール 小ホール	施設利用料平日最低料金の1/2に減額

カ 割引プラン

割引プラン名	割引対象内容	割引率
大ホール1階席のみ利用	大ホールを1階席のみ利用	施設利用料通常料金の 本番料金を40%割引
大ホール4月・5月平日割引	大ホールを4月・5月の金曜日を除く平日に利用※適用頻度を調査・分析し、より効果的なプランへと見直しを検討予定。	施設利用料通常料金の 20%割引
大ホール直前割引	文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日の2ヶ月前を経過後に大ホールの舞台上のみの練習利用	施設利用料通常料金の 75%割引

(5) 個人情報の保護への対応

ア 管理体制及び規程の整備等

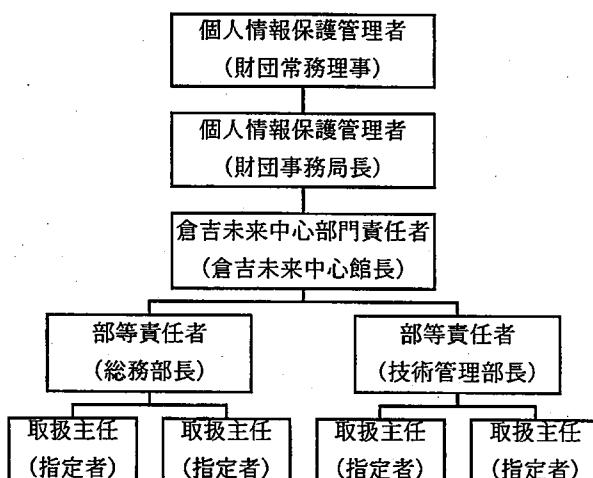
財団では、保有する情報資産のセキュリティ対策を強化しており、ネット環境を含む情報のセキュリティポリシーの明確化を図っています。

鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程実施要領」を制定し、下記の管理体制を整備するとともに、特定個人情報（マイナンバー）についても、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、その適正な取扱いの確保に努めています。

また、外部からの不正アクセスの防御、情報漏洩等の防止等の統合的な対策として、UTM機器（ファイアウォール機能をベースに、アンチウイルス、不正侵入防御等の複数のセキュリティ機能が統合された機器）の設置、財団友の会会員情報の適正管理のための「友の会会員管理及びチケット販売システム」の導入など、適宜改善を図りながら「情報管理ネットワーク」を構築しています。

このほか施設利用者などの顧客情報をはじめ、さまざまな個人情報を保有していますが、情報保護の重要性を認識し、継続的な研修会の開催をはじめとする職員のコンプライアンス意識の徹底、啓発を推進し、適正な取り扱いに努めます。

なお、個人情報保護の管理体制等は以下のとおりです。



(ア) 管理体制

- 倉吉未来中心部門責任者は、倉吉未来中心における個人情報に関する事務を統括するとともに、個人情報の適切な取扱等に必要な措置を講ずる。
- 部等責任者は、部門責任者の命を受けて、当該部門責任者の事務を補佐する。
- 取扱主任は、当該部門における個人情報の管理の記録等事務を担当するとともに、四半期毎に情報内容のチェックを行い、各部門責任者に報告する。

(イ) 苦情処理体制

- 倉吉未来中心が管理する個人情報に対する苦情相談は、総務部長がこれに当たる。

(ウ) 決裁権限

- 開示等請求への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、非開示決定等請求どおりの対応を行わないときは、常務理事の専決事項とする。
- 苦情申出への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、重要な案件については、常務理事の専決事項とする。
- 取扱主任は、館長が指定する。

- その他の事務処理について、重要なものは常務理事の専決事項とし、軽微なものは館長の専決事項とする。

イ 公表・閲覧体制

個人情報保護規程、実施要領等については、財団ホームページに掲載し、広く県民に公表しており、開示請求などの具体的な手続方法も明確にしています。

また、規程に基づき、財団又は倉吉未来中心が取り扱っている個人情報は「個人情報取扱事務登録簿」として、閲覧の希望があれば対応できるよう事務所内に備え付けているところです。

(6) 情報の公開への対応

ア 情報開示及び閲覧体制

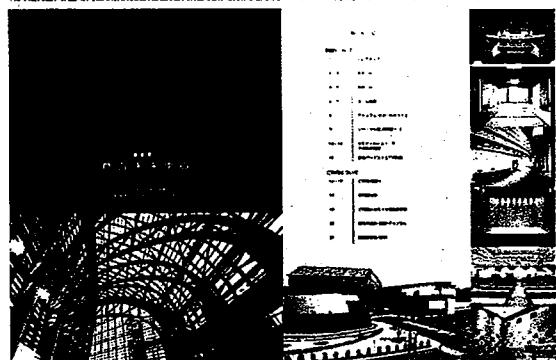
当財団は、鳥取県情報公開条例の実施機関であり、その規定に基づく情報の開示請求等に対応する体制を整えています。

また、公益財団法人として、計算書類等の関係法令に基づく書類を作成し、財団ホームページに掲載するとともに、常時、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する体制も整えており、継続して説明責任を果たします。

イ 施設・設備情報、利用手続等の公表

倉吉未来中心ホームページに施設や設備に関する情報、利用手続の方法、料金表、申請書類の様式等を公表し施設概要や館内バリアフリー情報を充実させ、利用者にわかりやすい内容とします。

また、冊子「利用のご案内」を希望される利用者に配布します。冊子はホームページからもダウンロード可能です。



利用のご案内

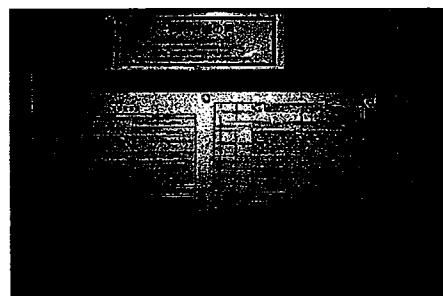
ウ 施設管理等に関する利用者等の声の公表

従来から当館の施設管理等に対する県民、利用者の皆様のご意見は、電話・メール・アンケート・ご意見箱等でお受けし、その都度改善できるものは改善しています。

なお、倉吉未来中心に寄せられた意見と、その対応状況については、倉吉未来中心ホームページと館内の掲示板で公表しています。



ご意見箱／運営事務室前設置



ご利用者様の声／館内掲示

2-3 施設設備の維持管理業務について

(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

倉吉未来中心には、消防用設備、昇降機設備といった利用者の皆様の身体・生命・財産の安全に関わるものばかりでなく、舞台機器・照明・音響設備など、大規模な設備から比較的小規模な設備に至るまで、多種多様な設備が数多くあります。

このため、施設設備の適切な維持管理は施設の管理者の重要な使命と考えており、次の点に留意しながら適切な維持管理を行います。

ア 職員の危機管理意識の徹底

全職員が施設設備の不具合が重大な事態につながりかねないと認識を持ち、些細な異常も見過ごさない姿勢を保持するため、定期的な自主点検、実地訓練のほか、危機管理意識の醸成のため各種研修への積極的参加を図り、事故等の未然防止と危機管理意識の徹底を図っています。

イ 適切な保守点検の実施

設備の老朽化、機能水準の維持状況等の点検を行うためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性を持った専門業者による保守点検が必要不可欠であり、外部委託により適切・適法な保守点検を実施します。

ウ 利用者への適切な使用方法の案内

施設設備の長期安定使用のためには、実際に使用される利用者の協力も不可欠です。従って、事前の打合せや準備の際に、使用方法、機能、材質などその適切な使用のための必要な説明を十分に行い、イベントの準備、開催中のトラブルがないよう利用者の皆様にご理解、ご協力を求めます。

エ 効果的・効率的な改修・修繕の検討・実施

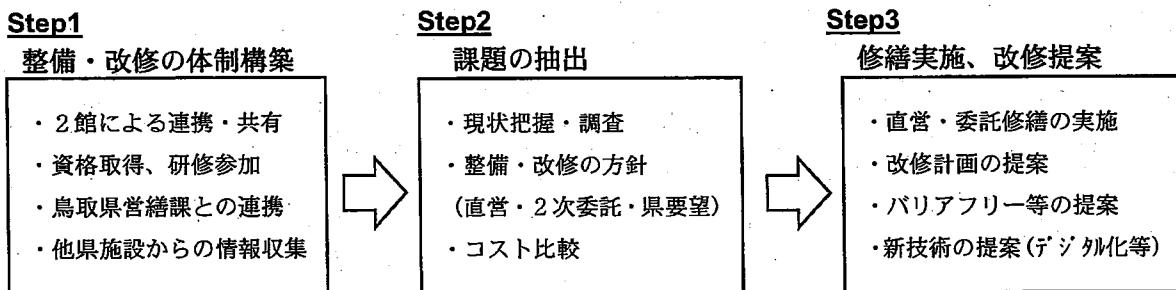
施設・設備の維持管理は、致命的な故障が発生しないよう、保守点検、設備・建築物の法令点検及び運転監視業務委託者による日常点検により少しの変化でも見逃さず、故障等の早期発見、予防保全に努めるとともに、不具合については、利用者の皆様への影響度、緊急性、費用対効果など様々な観点で、最も効果的、効率的な対策を検討し、軽微なものについては施設管理者において速やかに修繕を実施し、専門家の意見、県民文化会館との2館による情報共有（不具合・改善事例）、鳥取県文化施設協議会に関する情報共有を行い施設保全・整備を実施します。

また、会館は平成13年の開館から23年を迎えており、施設・設備の経年劣化による進行状況を把握しながら、鳥取県公共施設等総合管理計画、中長期保全計画に基づき利用者の安全確保を優先し、建物・設備を長寿命化させていくため、予防保全を基本とした日常点検、修繕（直営又は2次委託）を計画します。

長寿命化を促進する具体的な取組

- ・建物の劣化を促進する屋根防水対策や屋外床タイルや屋内床シート類の自主点検を行い不具合箇所へコーリングやシート接着等の補修
- ・台風等による植栽倒木の恐れがないよう敷地内を総点検し、必要に応じて伐採を検討
- ・敷地内看板類の総点検・溶接・塗装
- ・館内各建具ドアクローザ交換
- ・屋外各分電盤の防錆塗装

なお、効果的、効率的な改修・修繕を推進するため次のステップにより第5期指定管理期間における中長期計画の取組を年度毎に推進します。



(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

ア 施設設備の保守点検等

開館から23年を迎え、施設設備の経年劣化に伴う不具合が増加しつつある状況のもと、適切な維持管理を行う上で、今後、更に保守点検の重要性はますます高まっていくものと認識しています。このことを念頭に具体的には次に掲げる観点に沿って業務を遂行します。

(ア) 専門業者への外部委託

各設備を適切に維持管理していくためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。

特に清掃については、感染症拡大防止のため利用状況に合わせ柔軟・迅速な清掃対応を実施します。

(イ) 適切な保守点検内容の設定

倉吉未来中心に設置されている設備には、消防法、ビル管理法、建築基準法など各種の法令等で点検回数や点検方法（内容）が定められているものが多数を占めます。それ以外についても国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務共通仕様書」等に基づき、適切な維持管理水準が保持できるよう、点検回数や点検方法（内容）を定めております。

また、これまでの保守点検の実績や経験、受託業者からの提案などにより、より効果的・効率的な実施に向けて、仕様書の見直しを行い、一部業務を除いて複数年契約を締結しています。

令和6年度からの5年間は、同様に効果的・効率的な実施に向けて、長期的、安定的に適切な業者を選定し、5ヵ年契約を締結して保守点検を行います。

(ウ) 受託業者への適切指導

- 保守点検を含めた維持管理業務を安定的かつ適切に運用していくためには、当該業務に従事する倉吉未来中心職員と受託業者間の意思疎通が重要です。職員の資格取得によるレベルアップを図るとともに、業務に対する取組姿勢や価値観の共有化を図るため、打合せや協議・指導を随時実施します。
- 受託業者には常に提案型思考の取組対応を求め、日々の業務遂行の積み重ねの中から得た経験や技術革新に係る情報提供等により、最新の点検方法や点検機器の導入など、全体の技術レベルの嵩上げと遂行能力の向上を図り、当該業務の効果的・効率的な遂行を目指します。

(エ) 利用への影響を最小限に

各設備の保守点検時には、多くの場合、施設の利用を停止することとなります。このため保守点検は、基本的に休館日に実施することとし、複数日に及ぶ場合も休館日や県が発注する営繕工事等に合わせることにより、利用者への影響が最小限となるよう受託業者と調整しながらサービス水準を維持しながら効率化を図ります。

加えて、開館から23年を迎え、施設設備の経年劣化に伴う不具合が顕著になっていることから、施設及び設備等の保守点検及び経年劣化に伴う維持修繕等を行う場合で、利用者の安全安心の確保及び施設の効率的な運営のため必要と判断した場合は、利用状況に応じて臨時休館し対応することとします。

イ 清掃業務

専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により、業務を遂行しますが、大規模施設であり場所によっては利用頻度も大きく異なることから、必要に応じて日常清掃、定期清掃等に振り分けて実施します。

また、特に感染症拡大対策として人が触れる機会が多いドアノブ、手摺、エレベーター鉤等は、定期的なアルコール消毒を実施します。

なお、上記の通常清掃に加え、環境改善計画（T E A S II種）の取組の一環として、施設周辺の落ち葉、ゴミ、雑草の除去等を目的とした職員による敷地内美化活動（月1回程度）を実施します。

ウ 警備業務

警備業務は、利用者の皆様の身体・生命・財産の安全確保と館内に存置されている県有財産等の盗難、滅失防止等、非常に重要な業務です。

当該業務についても、次の内容により専門的知識・技能を有し、かつ警備機器を取り扱っている専門業者への委託により、業務を遂行しますが、次の点に配慮して委託を行います。

（ア）開館時と休館（閉館）時の警備体制

警備業務を効率的に遂行するため、開館日は警備員（1名）による「常駐警備」を7:30～22:30の間で行うとともに、休館日においても「常駐警備」を7:30～18:00の間行います。

また、常駐警備時間以外（18:00又は22:30～翌日7:30）と年末・年始における休館日については、倉吉未来中心設置の警報機器と受託業者の監視センターによる「機械警備」により対応します。

（イ）警備内容

- 「常駐警備」にあっては、出入口の管理、不審な入館者の発見時の対応、閉館時間における火気の確認、戸締り、居残り者の有無確認、館内・駐車場巡回、駐車場の開錠・施錠・整理等を主な内容とします。
- 「機械警備」にあっては、館内のガス警報、設備警報、火災警報、防犯警報を受託業者の監視センターの警報受信装置において監視し、異常感知時には受託業者の緊急要員が現場に急行の上、状況を確認し、事態の拡大防止を行うとともに、消防署、警察署、緊急連絡者への通報等を行うことを主な内容とします。

エ 庭園維持管理

倉吉未来中心の敷地内における立木等を常に良好な状態に保つため、高・中・低木剪定、樹木施肥、病害虫の発生防止等を専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により実施します。

また、全国的に樹木の倒木等による事故の発生が伝えられていますが、受託業者と連携して類似事故の発生の防止に努めます。

なお、敷地内の除草作業の一部は、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託により実施します。

オ 駐車場管理業務

○ 警備員、職員による駐車場内巡回を行い、駐車中の盗難事故等の防止に努め、適切な駐車場管理を行います。

また、駐車場での事故、周辺道路の渋滞等を起こさないようにするために、ホール利用者等と十分な打合せを行い、誘導員の配置等を促します。

○ 冬季における積雪時には、除雪を行う必要がありますが、駐車場の除雪については、対象面積が広いため、除雪機械を有する専門業者への委託により実施します。

また、正面玄関付近の歩道等については、適宜、小型除雪機、職員の人力による除雪作業を倉吉パークスクエア内の施設と連携して実施し、歩行通路の確保に努めます。

(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る設計金額については、従来から県の営繕担当部局の指導を受けながら、適正な歩掛りや単価の設定に努めてきたところです。

各業務の歩掛りや直接物品費、業務管理費及び一般管理費といった諸経費率の設定は、国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」を基本としています。当該基準に該当する歩掛け等が無い業務については、鳥取県の「労務単価表」や市販の「建設物価」の単価の採用のほか、必要に応じて市場単価の調査、専門業者から徴取した見積価格に歩掛けを勘案した単価を設定します。

このような考え方を基本として設計金額の積算を行っていきますが、受託業者の業務実態を定期的に調査し、必要人員数、個別単価などが、過剰或いは不足とならないよう経費縮減とともに適正な積算に努めます。

また、当財団が倉吉未来中心と県民文化会館の管理運営を一体的に行うことにより、各種維持管理業務の同一業務について、会館との一括発注が可能となり、両館の経費縮減及び規格統一化された業務管理の運用を図ります。

(4) 外部委託する業務内容とその考え方

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、設備の規模などにより対応可能な県内業者が無いなど、やむを得ず県外業者へ発注する必要がある場合を除き、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。

ア 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等

各設備の適切な維持管理のための特殊な技術と専門性が必要な業務及び自主で実施するより効率的かつ効果的な業務については、それぞれの設備分野において専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。清掃、警備、庭園管理、除雪の各業務においても、専門的な技術、特殊機器等が必要であり、同様に専門業者への委託により実施します。

イ 電力の調達

電力の調達にあたっては、県内事業者への発注機会の増大の観点と、予定価格が160万円超であることから、県内の一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした制限付き一般競争入札の方法により事業者を決定し契約を締結します。

ウ その他の業務

上記の他、以下の業務についても必要に応じて外部委託を実施します。

- 施設設備の営繕・修繕・管理に関する業務
- 管理運営事務の遂行に関する業務
- 文化芸術事業の実施に関する業務

(5) 委託先選定方法

ア 選定方針

当館の特殊性を理解しノウハウを有している者と受注意欲のある新たな者を、業務の内容を勘案し適切な選定方法での各設備の特性や業務内容に応じて次のような必要条件を吟味し、適切な業者への発注に努めています。

- 不具合発生等緊急時に迅速な対応が行えること。
- 不具合発生時に緊急修繕等が行えるよう、単なる点検技能だけでなく修繕・部品調達能力も兼ね備えていること。
- 倉吉未来中心の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える組織・人員体制を備えていること。
- 有資格者が求められる保守点検においては、倉吉未来中心の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える有資格者を保持していること。

- 清掃の品質については、感染症対策の他、美観維持、衛生確保について一定の性能を備えること。

一イ 選定方法

当財団は県出資の公益財団法人であるため、外部委託する際の発注・選定方法は、鳥取県会計規則などの県の規程に沿って行っています。従って、原則競争入札により選定していますが、少額なものや特殊な設備で施工業者しか保守できないものについては、県の規定に準じて随意契約により行います。

今後も、基本的には従来の方法により選定していきますが、指定管理者制度においては、民間手法の活用も期待されるところであり、特に清掃業務については、利用者の安全・安心を担保するため、委託料のみならず技術能力も含め、出資者である県と協議しながら、効率的かつ効果的な選定方法を検討します。

(6) 委託、工事請負の発注予定

ア 発注予定

上記の選定方針・選定方法を踏まえ、発注予定の再委託については、専門的知識・技能、特殊機器等が必要な次の業務において、専門業者への委託により保守点検を実施します。また、専門人材の確保による安全・安心な施設運営を推進するために契約期間を複数年とし、発注の一部は、県民文化会館との一括発注により、効率的かつ経費の節減を図ります。

番号	内容（業務名）	期間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する必要がある 理由
1	自家用電気工作物保守点検業務	5年		県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため (全館停電日1日で作業を完了させるための人員が必要)
2	消防用設備保守点検業務	5年		県内	制限付 一般競争	
3	冷温水発生機設備保守点検業務	※	5年	県内	"	
4	運転監視業務	5年		県内	"	
5	昇降機設備保守点検業務	※	5年	県内	"	
6	自動扉・排煙設備保守点検業務	5年		県内	"	
7	電話交換機設備保守点検業務	5年		県内	随意契約	
8	建築物環境衛生管理業務	5年		県内	制限付 一般競争	
9	清掃業務	5年		県内	"	
10	機械警備業務	5年		県内	"	
11	常駐警備業務	5年		県内	"	
12	修景施設管理業務	5年		県内	"	
13	自動制御設備保守点検業務	5年		県内	随意契約	
14	館内ネットワークソフトウェア保守管理業務	5年		県内	随意契約	
15	舞台機構設備保守点検業務	5年		県外	"	県内に対応可能な業者がないため
16	舞台音響設備保守点検業務	5年		県外	制限付 一般競争	県内に対応可能な業者がないため
17	舞台照明設備保守点検業務	5年		県外	"	県内に対応可能な業者がないため
18	ピアノ(ペーゼンドルファー)保守点検業務	※	5年	県外	"	県内に対応可能な業者がないため
19	ピアノ(スタインウェイ)保守点検業務	5年		県内	"	
20	ピアノ(ヤマハ)保守点検業務	5年		県内	"	
21	建築基準法(設備)点検業務	5年		県内	制限付 一般競争	
22	移動式観覧席定期点検業務	単年		県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため
23	駐車場除雪業務	単年		県内	随意契約	

24	舞台技術委託業務（舞台、音響、照明）	単年		県内	随意契約	
25	携帯無線機保守点検業務	単年		県内	随意契約	
26	マーカス扉保守点検業務	単年		県内	随意契約	
27	大ホールシャッター保守点検業務	単年		県内	随意契約	
28	「未来つながるプロジェクト」業務委託 関係	必要 期間		県内外	随意契約	業務内容の性質から県内に契約権利、技術等を持つ者がいない場合

○ 概算金額は倉吉未来中心負担額（5年分）を記載

○ ※印：県民文化会館と一括発注

○ No.1～13、23の業務については、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館、鳥取県男女共同参画センター、とつとり出会いサポートセンター及び美術館整備課を含めた一括発注します。

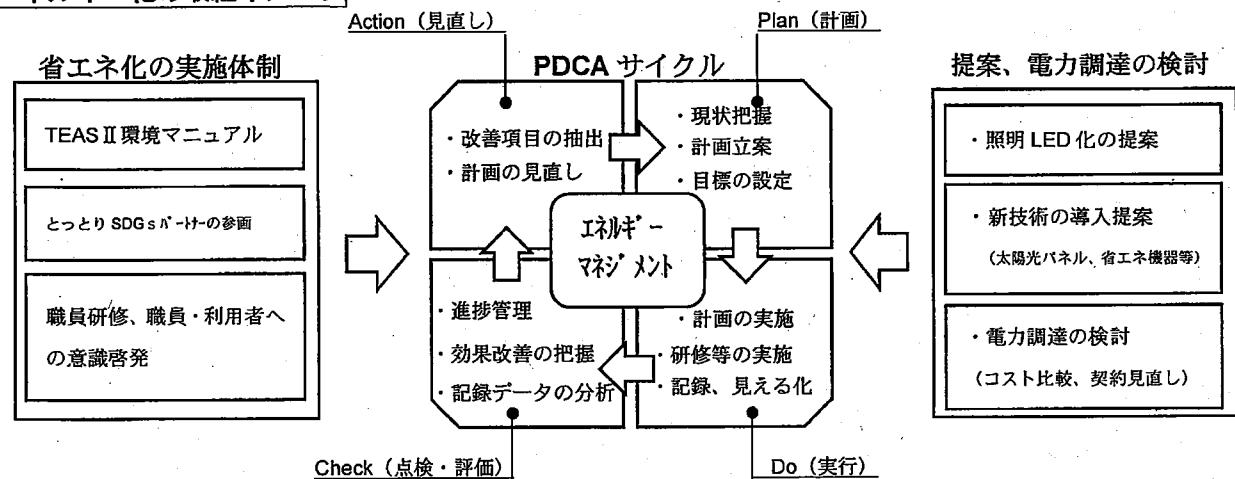
(7) 省エネルギー・省資源への取組

省エネルギー・省資源を実行するため、「環境管理マニュアル」を策定し、鳥取県版環境管理システム（TEAS II）の認証登録がされています。この活動を中心としながら、省エネルギー・省資源のP・D・C・Aサイクルを基本に、職員自らの環境意識の向上、実行とともに、来館者の皆様のご理解、ご協力も得ながら取り組みます。

特に令和4年度からの光熱費高騰による運営への影響を出来るだけ軽減するため、照明消灯や空調運転・停止については、利用者への影響がない範囲において各部署の連携を深め積極的に省エネルギー化に取り組みます。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を反映した持続可能な施設運営を行うものとし、鳥取県が取り組む「とつとりSDGsパートナー」制度に登録し、省エネルギーをはじめとした環境問題等に対し発展的に取り組んでいます。

省エネルギー化の取組イメージ



主な取組

ア 電力デマンド（最大需要電力）の制御による最大電力の抑制

- 電力デマンドは、夏季に全館を利用するようなイベント集中時で最大となります。空調設備は、催事内容を把握したうえで、利用者への空気環境を十分維持しながら、予冷・予熱を上手く活用し、省エネルギーに繋げます。
- 継続的な節電の取組による契約電力の引下げを実現しており、今後も節電を継続し、更なる下げを目指します。

[実績] 平成31年4月：1,150kw → 令和2年11月：1,020kw → 令和4年4月980kw

イ 施設利用者及び来館者の環境意識啓発を行います。

- 利用施設における冷暖房温度調整
- 節水の協力（流水擬音装置の設置）
- シェアスポットとしてのオープンスペース利用
- 駐車場内のアイドリングストップ啓発看板設置
- 館内照明ライトダウン



館内照明ライトダウン

ウ 敷地周辺の清掃を通じた環境啓発活動を行います。

- 毎月1回、敷地周辺の清掃活動
- 年2回、倉吉パークスクエア内施設への清掃参加を呼びかけ
- 地域の環境推進活動として、県が主催する「全国道の日」一斉美化活動に参加



倉吉パークスクエア清掃活動

エ 電力使用量削減によるCO₂排出量削減目標を設定し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

- 施設利用の拡大による1人あたりのCO₂排出抑制
- 環境省および鳥取県が推進する「ライトダウンキャンペーン」へ参加するとともに、キャンペーンに連動した館事業を通じて広く県民に呼びかけ
- 自動販売機コーナーへ自動センサー照明
- 照明器具のLED化
- コピー機等の節電モード設定、退館時のパソコンのコンセント抜き
- 自動販売機設置基準として、省エネ機能（ヒートポンプ式、LED照明等）を設定
- 照明の一部消灯、夜間利用のないエリアの部分消灯
- 施設利用のない夜間の閉館による節電

[具体的な実施例]

- ・ 照明の一部消灯、夜間利用のないエリアの消灯に取組む前の同月比5%の消費電力削減目標
- ・ 令和5年1月から3月に実施された電力会社の「冬の節電プログラム」に参加し、3カ月とも前年同月比3%以上の節電を達成（3か月間で73,200kwh削減）

オ 廃棄物の排出量を抑制し、リサイクル・リユースの取組を行います。

- シュレッダーくずを希望者へ提供し、資源を有効活用（牛舎の敷料等）

[実績] 牛舎へ提供：年1～2回、年間約8kg

- コピー用紙の廃棄量削減の取組から、使用量削減へ活動をシフト
[目標] 令和5年度：前年度比3%削減
- ペットボトルキャップを回収し、年1回リサイクル工場へ持込み再資源化
- 詰替商品、リサイクル商品を優先して購入

力 職員の環境意識の向上のため、環境研修を実施します。

- 年1回、全職員を対象に実施

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

倉吉未来中心では、火災・自然災害・事故・事件等が発生した場合を想定して、利用者・来館者の安全を最優先に確保する為の様々な手段・対策を実践してきました。令和6年度以降の管理運営についても、これまでの手段・対策をベースにしながらより高い安全と予防を図ります。

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

ア 消防計画の作成

倉吉未来中心における火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の拡大防止を図るため、館の防火管理に関する必要な事項を定めた「消防計画」(法令による)を作成しています。

また、複合施設であるため、鳥取二十世紀梨記念館、男女共同参画センターを含めた「倉吉未来中心等全体消防計画」も作成し、倉吉未来中心の防火管理者はその統括防火管理者として、3館全体の防火管理を行っています。

「消防計画」の作成・提出を通して、法令順守はもとより、職員の役割分担を明確化するとともに、危機管理意識の徹底を図ります。

※防火管理者 → 1名配置。その他、防火管理者講習修了者6名を配置しています。

イ 消防・防災訓練の実施

「消防計画」に基づき、避難誘導、初期消火、館内放送等の消防・防災訓練を年2回（3館合同消防訓練1回、倉吉未来中心単独消防訓練を1回）実施します。3館合同消防訓練は、鳥取二十世紀梨記念館、男女共同参画センターと共に、危機管理の共有化を図っています。また、消防署、関係機関等との共同による救助訓練・地震訓練（J-A L E R T）、地震避難訓練等も実施し、より安全な消防・防災体制の構築を目指します。

また、令和元年度に鳥取県より配備された吸水性土嚢の取り扱い方法及び設置場所の確認を全職員が行いました。

令和2年度には、職員の防災力を高めるため、災害時における共助の取組の指導や助言を行うことができる防災士の養成研修を1名受講しました。



消防訓練

ウ 保安設備等の維持管理

- 保安設備（火災報知設備、避難誘導設備、消火設備、非常用発電装置等）の維持管理については、法令で定められた専門業者による点検はもとより、職員による自主点検（毎月）や警備員による館内巡回を行うことで適正な維持管理を行います。
- 建物設備、舞台設備等の維持管理については、専門業者による定期的な保守点検はもとより、職員による自主点検（毎月）を実施することで適正な維持管理を行います。
- 安全衛生委員会による安全パトロール等で抽出された危険個所に対して、適切な処置を行うこ

とで事故等の予防に努めます。

※安全衛生委員会：全部署より選出した6名で構成し、
安全衛生推進員（講習修了者）1名を配置しています。

倉吉未来中心安全衛生委員会委員構成

役 職	委員構成
委 員 長	総務部長
委 員	総務課職員（安全衛生推進員）
委 員	施設利用課職員
委 員	文化事業課職員
委 員	舞台技術室職員
委 員	施設運営室職員



安全パトロールの様子

（エ）利用者への注意喚起

催事前の打合せ時、ホール利用者に「避難経路図」を配布するとともに、火災・災害時の対応等を説明し、防災意識の啓発を行っています。また、各利用施設の要所にも「避難経路図」を掲示し、利用者等の安全と非常時に備えています。

（オ）全館禁煙の措置

健康増進法を受け館内禁煙としています。

また、令和2年4月に施行された改正健康増進法に準じた受動喫煙防止策を講じています。

（カ）危機管理マニュアルの徹底

館内で火災や事件・事故等が発生したときに、利用者・来館者の安全を最優先に対応するために、総合的かつ体系的な「鳥取県立倉吉未来中心危機管理マニュアル」を策定し、これが職員の行動指針となり、適切な対応ができる体制を整えています。

また、各職員への意識付けや浸透を図り、他で発生した事象を常日頃から当事者として危機意識を感じさせるため、新聞紙上等での様々な事象発生の都度、朝礼・終礼で周知徹底するなど機会を捉えて注意喚起、意識高揚に努めているところです。

訓練の繰り返しによる体得と併せて、一つの行動指針であるマニュアルの精査や、訓練等を通じた実効性の検証を継続して行いながら、危機意識の維持に努めます。

（ア）火災、地震、不審物、差別落書等対応マニュアルの徹底

地震、火災、事故、事件等が発生したとき、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるよう、「火災、地震、不審物、差別落書等対応マニュアル」を策定しています。

なお、トイレ等で差別落書を発見した場合、現場保存の措置や関係部署への連絡等の対応が速やかにとれるよう「対応手順」を作成し、その対応に備えています。

鳥取県中部地震での対応を踏まえて、対応マニュアルを見直すなど、さらなる対応能力の向上に努めています。

（イ）嘔吐物処理マニュアルの徹底

嘔吐物に含まれている可能性のあるノロウィルスの感染性胃腸炎の二次感染を防止するため、「嘔吐物処理マニュアル」を策定しており、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるようさらに徹底します。

（ウ）感染症対応マニュアルの徹底

新型インフルエンザ・新型コロナウィルス等の感染症の流行または拡大の恐れがある場合、利用者・来館者への感染防止とともに、職員への感染予防による運営体制の維持を図るため、「感染症対応マニュアル」を策定し、その対応に備えています。

なお、新型コロナウイルス感染症については、財団として「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を策定（第1版～第8版）して緊急かつ集中的に対応してきました。令和5年5月、5類感染症への移行を受け、平時ベースでの感染症対応マニュアルで対応しますが、引き続き安心して施設をご利用いただくために館内の消毒・換気等、継続して適切な感染防止策の実施を周知（館内掲示、ホームページ）しています。

(工) 不当行為対応マニュアルの徹底

不当要求行為（不当な手段、不適正な行為、対応困難な行為）により、利益などを得ようとする者及び来館者に迷惑をかける者を排除するため、「不当要求行為マニュアル」を策定し、その対応の心得等を徹底しています。

(オ) 熱中症対応マニュアルの徹底

利用者・来館者に熱中症の症状がみられた場合、直ちに適切な処置を行い、熱中症発症者の生命及び身体を守るため、全職員が迅速に対応できるよう、新たに「熱中症対応マニュアル」を策定し対応に備えています。

(カ) 防犯カメラ管理・運用の徹底

令和元年度に館内各所に設置された監視カメラ（記録有）を活用し、犯罪の未然防止に努めるとともに、利用者の安全確保にあわせプライバシー保護の観点から「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」第22条第2項、「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」及び「防犯カメラ管理・運用規程」に基づき、監視カメラシステムを適正に運用します。

キ コインロッカーの管理

利用者・来館者の利便を図るためにコインロッカーを設置していますが、全国的には事件の現場になっている事例もあります。常駐警備員の館内巡回等による盗難事故の防止や、長期使用ロッカーについては、利用者・来館者に事前に周知の上、保管物を確認するなどして、事件・事故の未然防止に努めています。

ク 防火優良認定証の取得

倉吉未来中心は平成13年の開館以来、とっとり中部ふるさと広域連合消防局から「防火優良認定証」の交付を受けています。

ケ 普通救命講習の実施

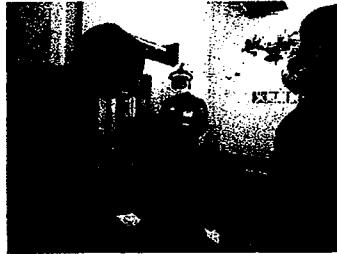
倉吉消防署の救急救命士を講師として、「普通救命講習Ⅰ：心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）取扱講習含む」を年1回開催し、全職員が技能の習得に努めるとともに、倉吉パークスクエア内の他施設からも受講者を受け入れることで、倉吉未来中心全体として、利用者・来館者の万が一の場合に適切な対応ができるように備えています。

コ その他訓練・研修会等の実施

警察と合同でソフトターゲットに対するテロ対策訓練の実施や、防火管理者講習、防犯研修会、ユニバーサル研修会、同和教育研修会、不当要求行為等対策責任者講習等を定期的に受講して意識の高揚と技術の向上、応急処置の習得や緊急時対応のスキルアップに努めています。



テロ対策訓練



エレベーター閉込救出訓練

サ 「緊急時に必要な備品」の整備

事務室及び舞台袖に緊急時の対応に必要な備品を整備しています。(救急箱、担架、拡声器、簡易ベッド、毛布、懐中電灯、携帯無線機、ヘルメット、防犯用品等)

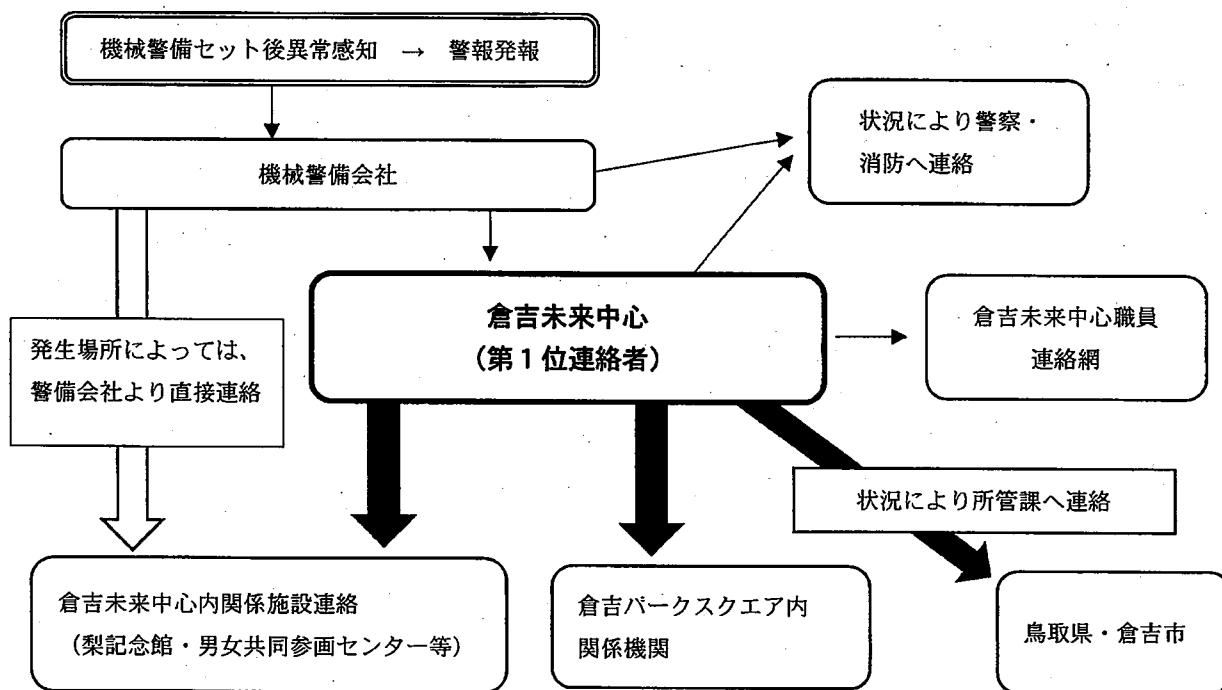
(2) 事故・緊急時の体制・対応

ア 緊急時の体制

『鳥取県立倉吉未来中心危機管理マニュアル』により、利用者・来館者の安全を最優先に対応します。

イ 夜間緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制は、次のとおり整備しています。



ウ AED（自動体外式除細動器）

倉吉未来中心には救急救命の知識・技術を持つ普通救命

(AED) 講習修了者を配置しています。

引き続き、心肺蘇生法講習、AED講習等を定期的に行い、応急
処置の習得・研鑽にさらに努めます。



心肺蘇生法講習

エ J-ALERT（全国瞬時警報システム）

利用者や来館者、職員等の安全確保、地震被害等の軽減を図るために設置された本システムを活用して、緊急時に対応できるよう操作訓練や避難訓練を実施するとともに、適切に運用管理します。

オ 指定避難所及び広域福祉避難所の開設

災害時、県からの要請があった場合、倉吉市の指定避難所として開設します。

また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所としても開設します。

災害時の有事の際には、関係各機関と連携し、応急対策の拠点施設としての役割を一層果たします。

(3) 利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

県立の公共施設として、利用者・来館者に気持ちよくご利用いただくことを念頭に公平・公正な管理運営を心掛け、トラブルが発生しないよう努めます。

また、苦情の多くは、日頃からの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、決して起こしてはならないことであり、職員研修を強化して防止します。

ア 苦情、トラブルの未然防止

苦情、トラブルへの備えとして、日頃から危機管理意識を持ち、トラブルが生じることを想定した予防対策を講じます。

トラブルへの備え	<input type="checkbox"/> 予知できるリスクについて、事前に情報を入手し対応策を準備 <input type="checkbox"/> 定期巡回を実施し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の処置 <input type="checkbox"/> 利用者等からの意見が苦情やトラブルに変わらないよう、常に利用者等の意見に耳を傾ける <input type="checkbox"/> 職員間で意識を共有することにより、職員による対応の差を生じさせない
トラブル情報の整理と共有	<input type="checkbox"/> 利用者アンケートから得られた意見・要望を精査し、即座に改善 <input type="checkbox"/> 過去のトラブル事例の共有
貸館利用者への対応	<input type="checkbox"/> 利用者との事前打合せを念入りに行うことにより、利用者の不安を解消 <input type="checkbox"/> 打合せの記録を残し職員間で共有
職員の教育の徹底	<input type="checkbox"/> お客様第一の精神で、丁寧な接客に努める <input type="checkbox"/> 専門知識と技術の研鑽 <input type="checkbox"/> 委託業者（清掃員、警備員等）も倉吉未来中心スタッフとしての接遇指導

イ 苦情、トラブルに対する対処方法

苦情、トラブルを未然に防ぐための対策を講しますが、実際にトラブルが発生した場合は、迅速かつ的確に対応することで、二次災害を防ぎ、早期解決につなげます。

適切で迅速な初期対応を行い、施設へのイメージダウン等あらゆる損失をできる限り抑えることに努めます。



- 苦情内容は、最後までよく聞き「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- 利用者等に迷惑をかけた場合は、まずお詫びし、その上で説明します。
- 利用者等と議論するのではなく、冷静に理解を得るように努めます。
- 万一トラブルが発生した場合、速やかに関係先に連絡を行い、迅速な処理に努めます。
- 処理がすみ次第必ず苦情をいただいた方には結果を伝えます。
- 寄せられた苦情については、内容、処理結果をホームページ等で公開します。
- 寄せられた苦情は、県・倉吉市に報告し、必要に応じ指示を受けて対応します。
- 苦情処理報告書を作成し、必ず原因究明を行い再発防止に努めます。
- 他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- 苦情処理綴りを作成し、管理運営に活かします。

(4) その他

ア 自動販売機の設置

利用者・来館者の利便を図るため、自動販売機を引き続き館内に設置することとし、設置業者の決定にあたっては、公告によるコンペティション方式により令和6年度から5カ年間の複数年契約を締結します。

また、飲料について県内産商品の販売を促すとともに、来館者の多様性に対応するため、アイスクリームの自動販売機の設置を継続します。

自動販売機の選定にあたっては、ユニバーサルデザイン対応や省エネルギー・静音等の環境対策、災害時飲料提供機能付、社会貢献活動の取組状況などを審査基準に設定します。

なお、設置台数のうち1台は、障がい者就労施設への委託を予定しています。

【現在の設置状況】

	設置場所	設置台数
1	アトリウム休憩コーナー	4台（うち1台：アイスクリーム）
2	アトリウムなしこ館横ロッカールーム内	2台（うち1台：福祉団体設置）
3	2階セミナールーム棟	2台
4	大ホール樂屋	1台

イ AED（自動体外式除細動器）の取り扱い

倉吉未来中心会館に設置されているAED（自動体外式除細動器）については、本仕様書において定期点検等の実施が義務付けられており、自主点検を行っています。今後、専門業者への外部委託が必要と判断される場合には、外部委託により点検を実施します。

ウ 県及び各市町村との連携等

（ア）事故・事件・緊急時等の連携

火災、地震、その他災害の発生のほか、防犯（不審者・不審物等）、差別落書、嘔吐物処理、感染症、不当要求行為、熱中症等の対応時には、県や倉吉市をはじめとする関係機関への速やかな連絡・報告とともに、必要に応じて協議や指示を仰ぎます。

（イ）災害等の有事の際の連携

倉吉未来中心は、災害対策基本法に基づく、倉吉市の指定緊急避難場所であり、また、島根原子力発電所事故発生時の広域福祉避難所にも指定されていますので、災害等の有事の際には、各関係機関と連携し、避難者等の応急対策の拠点施設としての役割を果たします。

2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針

お客様からのご意見・ご要望は、施設に関することや職員の対応に関するここと、実施事業に関することなど多岐にわたります。それらは、今後の管理運営のための大切な財産と捉え、施設で対応できるものは速やかに対応し、予算措置が必要なものについては県に要望等をします。

ご意見・ご要望への対応方針・改善策は職員全員が共有し、今後の運営に反映させます。また、管理運営に関する広域的なご意見については倉吉パークスクエア各施設と課題を共有し、連携して改善に努めます。なお、ご意見・ご要望の回答は、ホームページ及び館内掲示で公開します。

（1）要望の把握方法

ア アンケート実施

施設利用者には、利用後に「施設利用後のチェックシート」をご記入いただき、利用に際してのご意見や感想を伺います。利用者以外の来館者の要望も伺うため、「ご意見箱」を館内に設置するとともに、窓口、電話、FAX、Eメール、ホームページ問い合わせフォームでも随時、ご意見・ご要望を頂戴し、主催公演でも鑑賞者へのアンケートを実施しています。

イ 地域懇談会（東部・中部・西部）の開催

地域懇談会でいただいたご意見・ご提案も施設運営に反映させます。

※地域懇談会詳細は23頁に記載

【ご意見・ご提案を基にした取組実績】

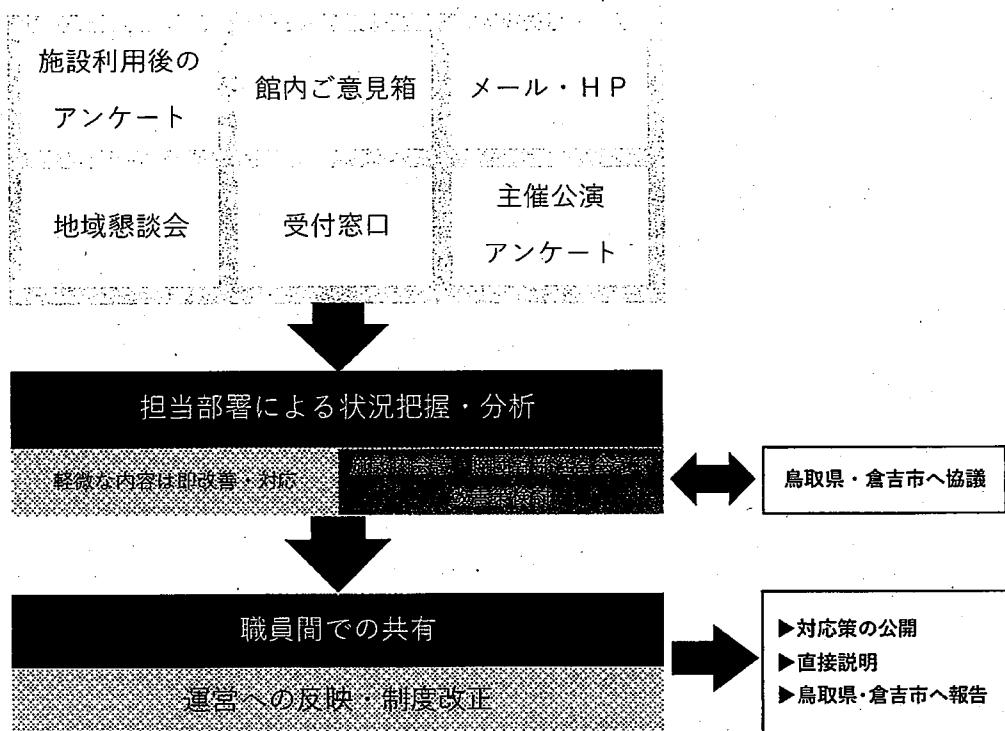
○積極的に文化事業に取り組む市町村とともに、連携事業を進めていただきたい。

⇒公共劇場の役割を果たすため、地域と一緒に取り組む必要があると考え、実演芸術市町村連携事業を計画しました。企画制作は財団、集客と会場手配は地域を良く知っている市町村が担うなど、それぞれの特性を活かしながら、今後も共に取組を続けます。

（2）対応方針

寄せられた意見・要望等は、速やかに受付担当スタッフが目を通し、内容を聞き取ったうえ、迅速に対応します。即時対応できない案件は、対応策を検討・協議し、適時対処します。

寄せられた意見・要望等は、全て館長が回答することを基本とし、回答は、会館のホームページ掲載及び館内掲示し、公開します。



(3) 施設利用後のアンケート結果

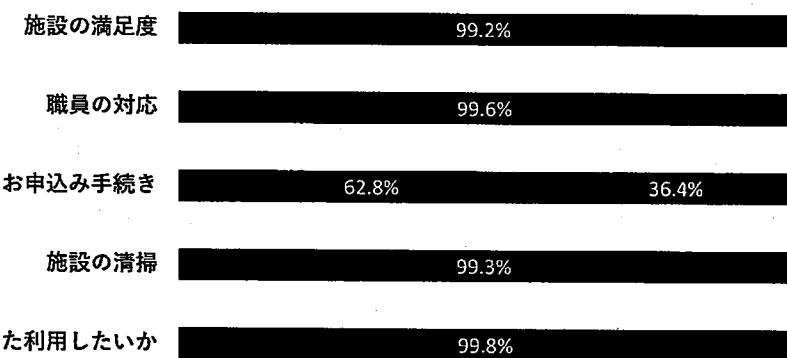
施設利用後、利用者に対し、施設利用報告シートに併せてアンケートによる満足度調査を実施しています。回収率向上のため、アンケートへの御協力について職員が直接利用者へお声がけするなどの工夫を行っています。

【施設利用アンケートの実績値と目標値】

	R1～R4 実績値	R6～R10 目標値
施設利用アンケート回収率	92.7%	95%以上
満足度（全項目の総合評価）	96.6%	98%以上

利用者の皆様から「安心して気持ちよく利用できた」「対応が丁寧で次回も利用したい」など、温かい声をたくさんいただいています。令和元年度以降にいただいた施設利用アンケート結果から、利用者の満足度が低い項目を精査し、更なる改善に努めます。

【令和元年度～令和4年度 施設利用アンケート結果（抜粋）】

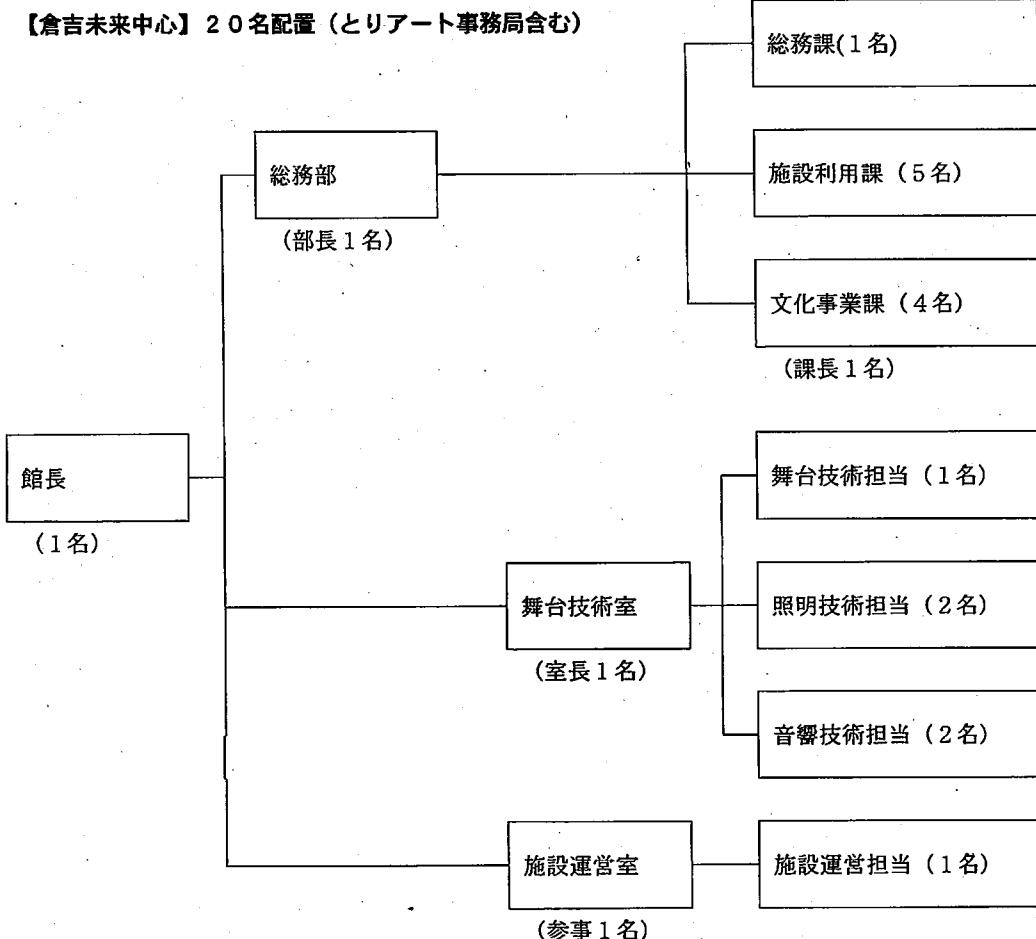


■良好 ■どちらでもない □不満

内 容	利用者の声	その後の対応
申込手続き	予約をインターネットで取れると嬉しい。 (R4年2月)	24時間WEB申込受付を開始 (令和4年度)
支払い方法	精算が現金だけでなくカード精算できると助かります。(R元年10月)	窓口・WEBキャッシュレス決済導入 (令和4年度)
インターネット通信環境	無線LAN、フリーWi-Fiなどのネット環境があると良い。(R元年12月)	全館フリーWi-Fiを整備(令和元年度) 大ホール客席にWi-Fiを整備(令和4年度)
案内表示	来場者の案内表示がわかりにくい。 (R元年12月)	案内表示システム、デジタルサイネージ改修 (令和元年度) 大ホールのトイレ表示改良(令和3年度)
施設・設備	受講者からスクリーンが大きいと嬉しいとの声があがっていました。(R3年10月／セミナールーム3)	室内後方にサブモニターを整備 予定 (令和5年度内)

3 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織



※上記組織は、その年の重要課題等を推進する上で、参事、副部長、副室長等の職を設けることがあります。また、職員の人事異動等に伴い、常勤・嘱託・非常勤の別その他若干の変動が見込まれます。なお、県移管事業の職員配置は県の予算決定により変動するとともに、事業の受託に伴う職員の配置は含まない組織図としています。

ア 実施体制の考え方

(ア) 実務執行体制

当財団では、第3期指定管理までに、プロパー職員が要職を担う体制づくりと併せ、全県の文化振興を図る使命を果たすため、効率的で実効性のある実務執行型の組織体制により業務を遂行しています。

これからも、これまで培ってきた管理運営や、企画のノウハウを基盤に、専門知識のある職員を適材適所に配置し、この体制を強化します。

加えて、課・室のライン強化、中核職員のモチベーションアップ及び自覚と行動改革を図るために、状況に応じて課長補佐職（主幹・主査職の兼務）を設置します。

(イ) 組織体制

○ 施設利用対応・総務部門

施設利用者対応は、県立施設の適切な利用許可、サービスの提供など、県民の皆様と直接関わる部署です。経験年数豊富な職員を含めたローテーション勤務でより良いサービスを実現します。

総務担当職員は、公益法人会計の経理経験を積んだ職員を配置し、法令遵守に基づく会計処理を行います。

○ 文化芸術事業推進部門

文化芸術に係る事業を推進していく上で、アートマネジメント能力やコミュニケーション能力、並びに芸術分野の専門的知識を有した人材が求められます。(公社)全国公立文化施設協会や(一財)地域創造等が主催する研修会等に積極的に参加して知識を習得するとともに、文化芸術事業推進の経験豊富な職員が中心となって、地域のコーディネーター役として文化振興を図ります。

○ 舞台技術・施設管理部門

舞台技術は、現場経験、ノウハウが何より重要です。スタッフは経験豊富で、様々な資格を有した職員が管理・運営・事業に当たるとともに、利用者、文化活動者への技術支援を継続します。また、県民文化会館の舞台技術室と連携し、舞台技術の研鑽を図るとともに、必要な場合は相互に協力する体制をとります。

施設の保全は、第3種電気主任技術者等の資格を有する職員を配置し、中長期的な視野で効率的な施設の維持・管理を行います。

(ウ) 中部地域の文化芸術事業実施体制

中部地域における文化芸術事業を実施していくための専門部署として、文化事業課を県民文化会館企画制作部の駐在組織として位置付けているところです。中部地域の文化振興を推進する上でも組織の強化は必要と考え、同課職員を4名体制として事業の展開を図ります。

全国公立文化施設協会経営環境部会プロジェクトチームに文化事業課職員がメンバーとして携わり、専門性を発揮しています。

(エ) 事業の企画・運営を推進するための体制整備

令和3年度からは地域密着の取組(アウトリーチ活動)を拡充するとともに、事業の演出効果等を高めるなど、事業内容の更なる充実を図ります。そのため、専門的知識、技術を有する舞台技術室と企画制作部が一体となって事業の企画・運営を推進するための体制を整備します。

(オ) 技術管理部の設置

財団企画のプロデュース創作公演や公共文化施設、教育、行政機関などへの柔軟な支援体制がとれるよう財団に技術管理部を置き、専門職員による円滑な人的運営を図ります。

(カ) 幹部経営会議の開催

運営上特に重要な事項について、内部の意思決定の明確化及び情報の共有化を図るため、管理職全員参加の「幹部経営会議」を毎月開催しています。幅広い考えの導入と管理職員の経営参画の意識を確立します。そして、その内容については全職員に周知し情報の共有を図り、全職員により一体的に運営します。

(キ) 誰もが参画できる職場づくりの推進

職員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス・ファミボス」を増やすとともに、長時間労働の是正など、管理職も含めた職員の働き方の見直しを働きかけます。

男性の家事・育児や介護への参画を促進するため、職場全体の機運醸成を図り、気兼ねなく育児休暇・休業を取得できる職場環境整備しています。

性別や雇用形態によらない公正な待遇の確保、様々なハラスメントの防止など、働きやすい職場環境づくりに努めます。

イ 施設長人選の考え方

現在、プロパー職員が士気を高く保ちながら職務を遂行していくため、プロパー職員が施設長職を担う体制を敷いているところです。引き続きプロパー職員の幹部養成に努めます。

(2) 職員の職種等

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容 (担当業務の経験年数) ※令和6年4月1日想定:職種(職名)の経験年数	資格等	人件費(千円)
館長	常勤	21日	○館の最高責任者として館運営を総括する(4年)	—	
総務部長	常勤	21日	○部の総括等及び職員の人事服務に関する事等(5年)	—	
総務課長	(兼務)	21日	○課の総括、関係機関との連絡調整及び予算・決算に関する事等(12年)	—	
総務課員 (主幹)	常勤	21日	○会計経理、物品の出納保管に関する事等(5年)	—	
施設利用課長	(兼務)	21日	○課の総括、施設の利用計画・利用促進、減免制度に関する事等(8年)	—	
施設利用課員 (課長補佐)	常勤	21日	○利用申込・貸出・利用指導・利用調整に関する事等(5年)	—	
施設利用課員 (主幹)	常勤	21日	○利用申込・貸出・利用指導・利用調整に関する事等(3年)	—	
施設利用課員 (主任)	常勤	21日	○利用申込・貸出・利用指導・総合案内に関する事等(1年)	—	
施設利用課員	非常勤	20日	○利用申込・貸出・利用指導・利用広報に関する事等(10年)	—	
施設利用課員	非常勤	20日	○利用申込・貸出・利用指導・利用統計に関する事等(8年)	—	
文化事業課長	常勤	21日	○課の総括、県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の総括及び当該事業の実施に関する事等(7年)	—	
文化事業課員 (主査)	常勤	21日	○地域との連携及び賑わいを創出する事業の実施に関する事等(2年)	—	
文化事業課員 (主任)	常勤	21日	○地域との連携及び賑わいを創出する事業の実施に関する事等(5年)	—	
文化事業課員 (主事)	(兼務)	21日	○県中部地域で行われる財団主催文化芸術事業の実施に関する事等(1年)	—	
とりアート中部支局長	(兼務)	21日	○とりアート中部支局総括に関する事等(4年)	—	
とりアート中部支局員	主事	21日	○とりアート中部支局業務に関する事等(1年)	—	

舞台技術室長	常勤	21日	○室の総括、職員の安全管理・技術力育成指導に関する事等(12年)	—	
照明技術員 (室長補佐)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び照明設備の利用に関する事等(17年)	—	
音響技術員 (主幹)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び音響設備の利用に関する事等(10年)	—	
舞台技術員 (主幹)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び舞台設備の利用に関する事等(5年)	—	
照明技術員 (主査)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び照明設備の利用に関する事等(8年)	—	
音響技術員 (主任)	常勤	21日	○舞台技術の相談・助言・提供及び音響設備の利用に関する事等(5年)	—	
施設運営室参事	常勤	21日	○施設設備の保守点検に関する事等(4年)	—	
施設運営員 (主査)	常勤	21日	○施設設備の保守管理に関する事等(5年)	—	

計

※指定管理業務に係る委託料ではなく他の財源（運用益、県補助金）から充てる職員も含んでいます。

（3）日常の職員配置

ア 職員配置の考え方

すべての利用者にとって快適な施設となるため、これまで以上に利用者・来館者の視点に立った質の高いサービスを提供できる職員配置とし、利用者のご要望に最大限配慮する体制とします。

また、利用者・来館者が多く訪れる日中業務に対応するため、日中職員を効果的に配置し、安全かつスムーズな運営に努めます。

なお、変形労働時間制（注1）により、催事状況に応じた職員配置とします。

イ 施設利用者対応

施設利用者対応については施設利用課職員が行いますが、受付窓口の混雑時、利用施設準備のための同課職員不在時などの場合には、総務課及び文化事業課の職員を中心に事務室内に配置されたすべての職員が受付対応を行い、お客様へのサービス向上に努めます。

また、利用者の要望により、利用時間外（9:00以前及び21:30以降）対応の必要性が生じた場合は、柔軟に対応します。

なお、夜間（18:00以降）の施設利用者対応は2名体制とし、うち1名については常駐警備員を充てますが、夜間に多数の来場が見込まれる日は、職員2名以上の体制とし安全体制を強化します。

ウ チケット販売対応

チケット販売対応については主に文化事業課職員が対応し、チケット販売時間（9:00～18:00）に合わせた職員配置とします。

エ 役職者の配置

当日の利用申込の審査や利用者等からの要望・苦情に責任を持って対応できるよう、日中時（8:30～17:30）には、原則として課長級以上の役職者を配置するようにします。出張、病欠等が重なり、いずれの者も配置できない場合においても、主幹級以上の職員を必ず1名以上配置します。

オ ホール利用対応者の配置

ホールの利用には、舞台技術室の職員が対応しますが、繁忙期等においては、午前から準備・仕込を

行うケースが多く、舞台技術室の現職員体制においては対応できないケースもあり、催事の規模・内容に応じて安全性、効率性等を勘案しながら、県民文化会館の舞台技術室との連携や外部業者委託による増員配置により対応します。

力 施設設備の維持管理対応者の配置

館内の適切な維持管理業務を行うため、原則として日中時（8:30～17:30）には施設運営室職員を1名配置します。

また、通常、防災センター内には運転監視業務委託業者の監視員を1名以上常駐させますが、ホールにおいて大規模催事が行われる場合には、不測の事態への対応強化のため、施設運営室職員1名も配置します。

【日常職員の配置例】

配置場所	部署	8:30	9:30	13:00	17:30	18:30	22:00	配置 人数
運営 事務室	館長 総務部長				→			2
受付	施設 利用課		←	→				4
				←	→			1
運営 事務室	総務課		←	→				4
	事業課			←	→			1
運営 事務室	施設 運営室		←	→				2
大ホール	舞台 技術室		←	→				6
小ホール			←	→				(注2)
運営 事務室	警備員					↔		1

(注1) A勤務：8:30～17:30、B勤務：9:30～18:30、C勤務：12:30～21:30、D勤務：13:00～22:00

(注2) ホールの利用時間に合わせ、A～D勤務のいずれかの配置とします。

(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者雇用について、当財団は常用労働者43.5人以上の事業者であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者1名を県民文化会館勤務で雇用しています。業務は、主に会計経理の補助業務を担っており、一員として継続して雇用します。

また、高齢者雇用については、現在、職員の定年は年齢60歳としており、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日まで継続雇用しているところです。年齢65歳以上の雇用については、定年の引き上げを実施するなどした場合、その経験、知識等を最大限に活用するため、今後、検討することとしています。

(5) 施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置

ア 施設設備の維持管理業務に携わる職員の実務経験

不特定多数の方々が来館する大規模な施設を安全・安心して利用して頂くため、建物や設備・機器の維持管理については、実務経験を有する施設設備の専門職員を2名配置します。

令和5年7月1日現在

実務年数	人数	主な実務の内容
3年 (他所で40年経験有)	1	施設設備の維持管理、保守点検受託業者への指導
7年	1	"

イ 維持管理業務に関する資格の保有状況

建物本体や設備・機器の維持管理は、日常巡視点検や定期点検が基本と考えており、利用者への安全・安心を確保するため、不具合を発見した場合は迅速な対応が求められます。また、2次委託業務を業者任せにすることなく開館から20年以上を迎えて現状の建物・設備を理解・把握し、適切に維持管理するため、配置職員は、各法令に基づく国家資格等を有しています。

令和5年7月1日現在

資格の名称	資格の概要	保有人数
第3種電気主任技術者 (国家資格)	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者が法律上必ず置かねばならない電気保安の確保ための技術責任者。第3種：50,000V未満の電気工作物の保管監督ができる。	3
第2種電気工事士 (国家資格)	一般電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	4
1級電気施工管理技能士 (国家資格)	電気工事の実施にあたり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を的確に行うために必要な技術。	1
電気通信工事担任者 (国家資格)	電気通信回線に端末設備、又は自営電気通信設備の接続工事を行い、又は監督する者	1
認定電気工事従事者	最大電力500kW未満の需要設備（「自家用電気工作物」という）のうち、電圧600V以下で使用する電気工作物の工事（電線路に係るもの）を除く（簡易電気工事）に従事することができる者。	1
監理技術者	元請負の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金総額が4,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）になる場合に当該工事現場に専任で配置される、施工の技術上の管理をつかさどる技術者	1
甲種防火管理者 (講習修了)	消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者。	5
鳥取県防災士 (養成研修修了)	平常時に自助・共助の考え方や取組を広げるとともに、災害時には共助の取組の指導や助言を行うことができる。	1
危険物取扱者甲種 (国家資格)	消防法に基づく危険物の取り扱いを行うことができる資格。	2
危険物取扱者乙種第4類 (国家資格)	引火性液体（ガソリン、灯油、軽油、エタノールなど）の取扱い、立会いができる資格。	2
甲種消防設備士第4類 (国家資格)	消防設備士：消防法に基づき、消火器やスプリンクラー設備などの消火設備、自動火災報知設備などの警報設備、救助袋などの避難設備の設置工事、点検整備を行うことができる。 甲種第4類：自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機	2

	関へ通報する火災報知設備の工事、整備及び点検をすることができる。	
乙種消防設備士第1類 (国家資格)	乙種第1類：消火栓の整備及び点検をすることができる。	1
乙種消防設備士第6類 (国家資格)	乙種第6類：消火器の点検をすることができる。	1
乙種消防設備士第7類 (国家資格)	乙種第7類：漏電火災警報器の点検をすることができる。	1
ボイラー技士（2級）	空調・温水ボイラーの操作、点検をすることができる。	2
第3種冷凍機械責任者	冷凍にかかる高圧ガスを製造する施設において保安の業務を行う資格。	1
アーク溶接業務従事者特別教育修了	属電極と被溶接物の間にアーク（火花）を発生させ、その熱を利用して溶接する方法であるアーク溶接を行う上で必要な資格。	1
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育修了	一般的な建設作業では5m以上その他の作業では6.75m以上を超える作業ではフルハーネス型の着用をすることになっており、墜落による労働災害の防止のための特別教育を受けることが義務。	1

（6）文化芸術活動の支援や事業を実施していくために必要な専門職員の配置

ア (公社)全国公立文化施設協会等、その他団体が実施する研修会への過去3年間の参加実績

文化芸術及び舞台技術に係る研修に積極的に参加するとともに、管理運営関係の研修にも継続的に参加し、知識と技能の研鑽を重ねています。

【文化芸術及び舞台技術に係る研修】

	参加人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
(公社)全国公立文化施設協会主催研修				
・全国劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会	20名	2名	2名	
・全国劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会		1名		
・全国公立文化施設協会中四国支部業務管理研究会	1名	1名	1名	
・地域別劇場・音楽堂等職員アートマネジメント研修会（中四国地域）	5名	1名	1名	
・地域別劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会（中四国地域）	1名	1名	※6名	
・劇場・音楽堂等 個別施設計画策定推進セミナー	2名			
・芸術家等実務研修会			1名	
その他団体主催研修		令和2年度	令和3年度	令和4年度
・鳥取県文化施設協議会 舞台技術研修会				7名
・鳥取県文化施設協議会 合同研修会			3名	
・鳥取県文化施設協議会 事業運営研修会				2名
・島根県民会館 ステージテクニカルアカデミー 舞台芸術セミナー	1名	2名	6名	
・島根県舞台技術研修会	4名			
・(一財)地域創造 ステージラボ	1名			
・愛知県芸術劇場 舞台芸術人材養成ラボ 劇場職員セミナー				1名
・びわ湖ホール舞台技術研修会				1名

※令和4年度地域別劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会（中四国地域）は開催館として実施。

【管理運営に係る研修】

安全衛生研修・技術講習	参加人数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
・安全衛生推進者養成講習	1名		
・産業保健セミナー	4名	2名	1名
・新型コロナウィルス感染症対策セミナー	1名		
・巻上げ機の運転業務に係る特別教育		1名	1名
・防火管理講習会		1名	
・フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育		2名	1名
・自由研削と石取替え等業務特別教育		1名	
・危険物取扱者保安講習		1名	
・安全管理者選任時研修		1名	
・衛生管理者等担当者研修会		1名	
・足場の組立て等業務特別教育		1名	1名
その他研修	令和2年度	令和3年度	令和4年度
・筆談セミナー	3名	1名	
・鳥取県女性リーダー育成セミナー	1名		1名
・防災土養成研修	1名		
・ハラスマント防止セミナー		1名	
・衛生管理者等担当者研修会		1名	
・男性にも聞いてほしい！女性の健康を考える		1名	
・とつとりエコサポートーズ養成講座		1名	
・子どもの貧困対策全国キャラバン		1名	
・CO2見える化セミナー			2名

イ 舞台・音響・照明に携わる職員の実務経験

舞台技術職員は実演芸術に係る舞台技術の専門職員を6名配置します。日々の舞台管理業務や自主事業等において、自己研鑽を積むことで担当業務の幅を広げていきます。

令和5年7月1日現在

実務年数	人数	業務	主な実務の内容
22年	1	舞台、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
22年	1	舞台、音響担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、音響技術に関する相談・助言・指導等の支援
22年	1	照明、映像担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術、映像技術に関する相談・助言・指導等の支援
15年	1	音響、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
8年	1	照明、舞台担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術、舞台技術に関する相談・助言・指導等の支援
4年	1	音響、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援

ウ 舞台技術に関する資格の保有状況

舞台・音響・照明に係る舞台技術の向上に繋がる資格や、各法令に遵守し舞台技術業務を安全に行うための資格を有しています。

令和5年7月1日現在

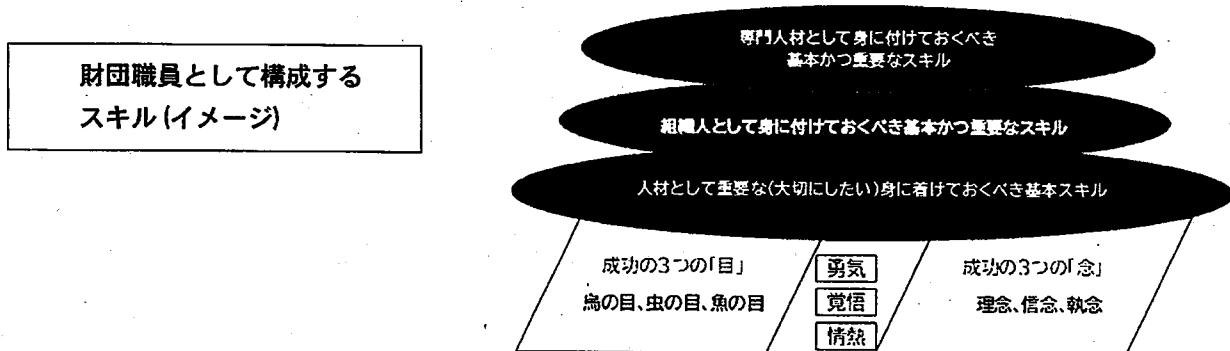
資格の名称	資格の概要	保有人数
第1種電気工事士 (国家資格)	500kW未満の自家用電気工作物の簡易電気工事および一般用電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	1
第2種電気工事士 (国家資格)	一般電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	3
舞台機構調整技能士(音響) 2級(国家資格)	舞台機構の調整に必要な技能を認定する資格。	2
音響技術者1級 (日本音響家協会技能認定)	舞台機構の調整に必要な技能を認定する資格。	1
音響技術者2級 (日本音響家協会技能認定)	"	2
サウンドシステムチューナー 2級(日本音響家協会技能認定)	ホール音響設備やコンサート音響システムを正しく接続・設置して、電気音響特性とホール音響特性を整合させ、音響機器の性能を十分に發揮させるための音場補正をする者を認定。	1
照明技術者1級 (日本照明家協会技能認定)	照明技術者として必要な知識を持ち、充分な経験と熟練した技能を有し、業務運用に照明設計を充分理解し、責任者として作業を円滑に進め得る者を認定。	4
照明技術者2級 (日本照明家協会技能認定)	照明技術者として必要な知識を持ち、充分な経験と熟練した技能を有し、業務運用に照明設計を充分理解し、責任者として作業を円滑に進め得る者を認定。	2
映像音響処理技術者 (日本ポストプロダクション協会認定)	記録映像等の作品を制作する中で、良質なコンテンツ制作を技術面からサポート作業する技術者。	1
玉掛け技能者 (国家資格)	舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、安全作業上、重量に応じた吊下げ方法やロープの選択、重心を考慮した吊り点の選択が不可欠であり、玉掛け技能は必須。	6
フルハーネス型墜落制止用器具 使用作業者特別教育 (講習修了)	一般的な建設作業では5m以上その他の作業では6.75m以上を超える作業ではフルハーネス型の着用をすることになっており、墜落による労働災害の防止のための特別教育を受けることが義務。	5
小型移動式クレーン運転技師 (講習修了)	舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、吊下げたセット等を安全に昇降させるために、吊下げ物の周囲との干渉やゆれ、昇降速度等を考慮した運転技能が必要。	2
巻上げ機運転業務特別教育	舞台機構設備は動力により駆動される巻上げ機が使用されており、労働安全衛生規則により運転には危険または有害な業務に指定されている。特別教育を受講し必要な知識を習得。	4
足場の組立等特別教育	高さが2メートル以上5m未満の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うには、事業主は足場の組立て等特別教育をうけたものを作業指揮者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせる必要がある。	2

(7) 人材育成

ア 趣旨

財団及び県民文化会館・倉吉未来中心のミッション・ビジョンを実現するためには、その強力なエンジンであり、エネルギーとなる財団職員を組織的・計画的に育成することが必要であることから、令和4年9月に財団の現状と課題把握に基づいた「(公財)鳥取県文化振興財団 財団職員の人材育成に向けた基本方針」を策定し、職位毎に具体的に「何を求めるのか」「何を期待するのか」という、財団職員として求められる職員像・役割、能力・姿勢について明確な指針を設定しました。

この基本方針に基づき、劇場・音楽堂等の運営の質を維持発展させていくための3つの「財団職員として構成するスキル」を柱とし、職員のさらなる可能性を引き出し、一人ひとりが最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、職員研修制度として組織的かつ体系的に職員の育成を図ります。



イ キャリア開発

中長期的な人材育成の視点に立ち、在職年数と職位に応じて、必要な能力を計画的に開発することで、職員一人ひとりが最大限に力を発揮できるよう環境を整備します。

[キャリア開発イメージ]

15年			■マネージメントスキル 組織の統括責任者として プロデュース、資金調達、助成金、評価、 舞台統括(チーフオペレーター) ■プロデューサースキル 意思決定・判断力、施策・方針の決定、 新政策実現、リーダーシップ、人事マネジメントなど 組織力(安全衛生、危機管理、人権など)	
11年		■アッパースキル 係の業務の実施責任者として 企画提案、広報・マーケティング、 専門技術、照明、音響チーム 政策形成能力、重要資料作成、課題解決、 進捗管理、部下指導など 組織力(安全衛生、危機管理、人権など)	■プロフェッショナルスキル 管理職の代行者として プロデュースノウハウ、予算決算、 舞台・技術監督(オーライター) ■ディレクタースキル 管理職代行、政策形成、緊急・重要資料作成、 明確な指示・命令、人材育成・人事管理など 組織力(安全衛生、危機管理、人権など)	
6年	■ベースックスキル 基礎能力の定着期の業務処理担当者として 基礎専門用語、法律関係知識、 基礎知識、舞台技術(全般) コンプライアンス・マナー、法令理解、 コミュニケーション、計画力など 組織力(安全衛生、危機管理、人権など)			
1年	■スタートアップスキル 基礎づくり期の業務処理担当者として 基礎専門用語、法律関係知識、 基礎知識、舞台技術(全般) コンプライアンス・マナー、法令理解、 コミュニケーション、計画力など 組織力(安全衛生、危機管理、人権など)	主事・技師	主任	主査
				主幹・所長代理 課長・室長補佐
				管理職

職位 種別	主事 技師	主任	主査	主幹・所長代理 課長・室長補佐	管理職
ミッション・ビジョン共有	ミッションステートメント研修				
階層別研修		新入職員研修（若年層）	新入職員研修（中途）		
		一般職員研修	中堅職員研修	マネジメント研修	
		フォローアップ研修			
職務別研修		業務別・部署別研修(OJT)			
		フォローアップ研修(OJT)			
		劇場・音楽堂等専門人材育成研修			
目的別研修		ビジネススキル研修			
		次世代リーダー育成研修			
		自己能力開発研修			
		基礎的素研修（芸術領域、狭義アートマネジメント領域、社会領域、経営領域）			
		安全衛生研修（メンタルヘルス、ハラスマント等）			
		危機管理研修（防災訓練、不当要求、消防訓練、AED救急等）			
		人権教育研修、環境教育研修等			
自己啓発支援		自己啓発活動助成(SD)			
		鳥取県公社・事業団等職員互助会文化活動助成(SD)			

※OJT：現場での教育、業務の中で知識やノウハウを習得する。

※OFF-JT：職場を離れた場所での研修等で、業務を行う上で必要な知識や技術を習得する。

※SD：職員による自主的な学習（自己啓発）

4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

特になし。

5 法人の社会的責任の遂行状況

（1）障がい者雇用

ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり

法定雇用率を達成している。

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数43.5人未満の事業者であり

障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。

障害者を雇用していない。

(2) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。
- その他の国又は地方公共団体の男女参画に関する類似制度の認定等を受けている。

【男女共同参画推進企業認定証】

初回認定：平成 20 年 10 月 2 日

更新認定：平成 27 年 2 月 16 日



(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001又はTEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

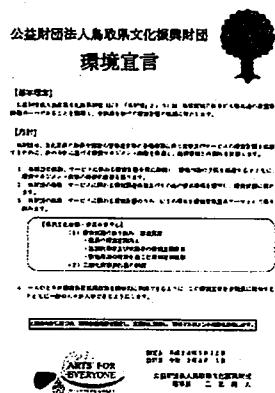
- 認証登録されている。
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格登録等を受けている。

【TEASⅡ種認定登録】

初回登録：平成 24 年 9 月 19 日

更新登録：令和 4 年 3 月 30 日

(有効期限：令和 6 年 9 月 18 日)



【鳥取県文化振興財団環境宣言】

制定日：平成24年3月12日

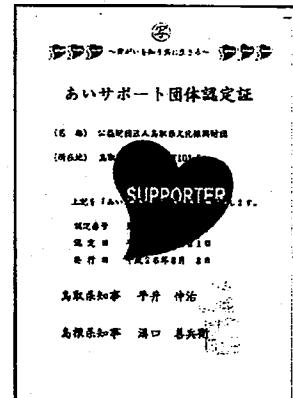
第15版：令和3年4月1日



(4) あいサポート運動に係る取組

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。

【あいサポート団体認定日】平成26年5月21日



(別紙)

鳥取県立倉吉未来中心 利用率・利用者数見込

施設	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度	
	利用率 (%)	利用者数 (人)								
大ホール	45.0	44,100	48.0	52,900	48.0	52,900	48.0	52,900	48.0	52,900
小ホール	60.0	22,900	63.0	27,400	63.0	27,400	63.0	27,400	63.0	27,400
リハーサル室	77.0	6,100	81.0	7,300	81.0	7,300	81.0	7,300	81.0	7,300
練習室1	87.0	2,300	92.0	2,700	92.0	2,700	92.0	2,700	92.0	2,700
練習室2	64.0	2,700	68.0	3,200	68.0	3,200	68.0	3,200	68.0	3,200
セミナールーム1	70.0	6,500	74.0	7,800	74.0	7,800	74.0	7,800	74.0	7,800
セミナールーム2	67.0	3,300	71.0	3,900	71.0	3,900	71.0	3,900	71.0	3,900
セミナールーム3	78.0	17,200	82.0	20,600	82.0	20,600	82.0	20,600	82.0	20,600
セミナールーム4	74.0	3,200	78.0	3,800	78.0	3,800	78.0	3,800	78.0	3,800
セミナールーム5	62.0	2,500	66.0	3,000	66.0	3,000	66.0	3,000	66.0	3,000
セミナールーム6	81.0	3,600	86.0	4,300	86.0	4,300	86.0	4,300	86.0	4,300
セミナールーム7	61.0	4,500	65.0	5,400	65.0	5,400	65.0	5,400	65.0	5,400
セミナールーム8	43.0	1,100	46.0	1,300	46.0	1,300	46.0	1,300	46.0	1,300
セミナールーム9	47.0	1,300	50.0	1,500	50.0	1,500	50.0	1,500	50.0	1,500
アトリウム	62.0	29,700	66.0	35,600	66.0	35,600	66.0	35,600	66.0	35,600
団体事務室	100.0	1,800	100.0	1,800	100.0	1,800	100.0	1,800	100.0	1,800
合計	—	152,800	—	182,500	—	182,500	—	182,500	—	182,500

※数値目標の根拠

(1) 改修工事等に伴う計画休館の想定 なし

(2) 利用率・利用人数

過去5年間の平均利用率を基準に、令和4年度の利用率を考慮した上で見込値を設定。

基準年度：平成26年度、平成27年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度

(鳥取中部地震、ホール改修工事、新型コロナウイルス感染拡大による影響が大きい平成28年度、令和2年度、令和3年度は除く。)

(様式3-1)

鳥取県立倉吉未来中心の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県文化振興財団)

(単位:千円)

区分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	計	備考
収入項目	利用料料金収入	46,000	47,000	48,000	48,000	48,000	237,000
	手数料収入	3,783	4,106	4,106	4,106	4,106	20,207
	使用料収入	1,785	2,142	2,142	2,142	2,142	10,353
	入場料収入等	685	685	685	1,035	685	3,775
	その他収入	189	189	189	189	189	945
	雑収入	200	200	200	200	200	1,000
	委託料	鳥取県 44,773 倉吉市 22,386	104,497 43,262 44,773 22,386	104,497 43,262 44,773 22,386	104,497 43,262 44,773 22,386	522,485 216,310 223,865 111,930	債務負担分 光熱費(債務負担外)
収入合計(A)		267,560	269,240	270,240	270,590	270,240	1,347,870
支出項目	人件費(常勤職員)	87,659	89,403	90,366	84,329	83,012	434,769 16名
	人件費(非常勤職員)	6,540	6,714	6,865	6,937	7,093	34,149 2名
	管理運営費	173,361	173,123	173,009	179,324	180,135	878,952
	旅費交通費支出	1,028	1,028	1,013	1,340	1,328	5,737
	通信運搬費支出	489	489	489	489	489	2,445
	消耗什器備品費支出	0	0	0	1,000	2,000	3,000
	消耗品費支出	2,298	2,298	2,298	3,308	3,298	13,500
	修繕費支出	4,000	4,000	4,000	5,000	6,000	23,000
	印刷製本費支出	455	455	455	562	455	2,382
	食糧費支出	98	98	98	117	98	509
	燃料費支出	103	103	103	103	103	515 債務負担外
	光熱費支出	67,056	67,056	67,056	67,056	67,056	335,280 債務負担外
	上下水道費支出	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	7,350 債務負担分
	賃借料支出	7,054	6,936	6,943	7,832	7,462	36,227
	保険料支出	408	408	408	408	408	2,040
	諸謝金支出	1,044	1,044	1,088	1,175	1,044	5,395
	租税公課支出	9,199	9,199	9,199	9,199	9,199	45,995
	負担金支出	121	121	121	151	151	665
	委託料費支出	77,845	77,725	77,575	79,401	78,881	391,427
	手数料支出	693	693	693	713	693	3,485
	うち文化芸術事業に要する経費(再掲)	3,374	3,374	3,410	4,483	3,374	18,015
	旅費交通費支出	83	83	68	95	83	412
	通信運搬費支出	0	0	0	0	0	0
	消耗品費支出	56	56	56	66	56	290
	印刷製本費支出	286	286	286	393	286	1,537
	食糧費支出	78	78	78	97	78	409
	賃借料支出	1,592	1,592	1,599	1,962	1,592	8,337
	保険料支出	5	5	5	5	5	25
	諸謝金支出	954	954	998	1,085	954	4,945
	委託料費支出	80	80	80	520	80	840
	手数料支出	240	240	240	260	240	1,220
	その他の経費	0	0	0	0	0	0
支出合計(B)		267,560	269,240	270,240	270,590	270,240	1,347,870

(注1) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注2) 各年度ごとの収支計画は、別紙(様式3-2)に記載すること。